

みんないきいき みんなでつくる

# 標茶町第5期総合計画

自然とともに生きるまち しべぢや



「10年後、しべちゃをどんなまちにしていきたいですか」

緑あふれるまち、人でにぎわうまち、子どもがげんきなまち

いろんなまちのかたちがあるけれど、  
まちをつくるのはそこに住んでいる「人」です。

みんなが想い描くまちに向かって。



# はじめに

国では東京への人口一極集中化を是正し、地方創生を推進するため「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成26年12月に閣議決定しました。総合戦略では地方公共団体に対する魅力あるまちづくりへの支援がある一方、就職や進学先がないなどを理由として若年層を中心に大都市への人口流出に歯止めがかからず、本町のみならず各地域では未だ人口減少と少子高齢化が進んでいます。また、地球温暖化による気象災害の激甚化や令和2年初頭に発生した新型コロナウイルス感染症など、これからまちづくりは今まで以上に人々の命を守る対策と生活を支える基盤整備のほか、人口減少対策として「住んで良かった、ここに住んでみたい」と思えるようなまちづくりを形成していく必要があります。

こうした社会情勢の中、本町では諸課題の解決とまちの発展を目指し、目標や施策を記した標茶町第5期総合計画（令和3年度から令和12年度までの10年間）を策定致しました。

本町には釧路湿原国立公園を始めとする世界に誇る魅力ある大自然や、良好な農村環境から生産される食産物、充実した福祉制度など、他に引けを取らない環境があります。コロナ禍で先が見通せない中でも、アフターコロナとして地域への移住に関心が高まっていることやデジタル環境が普及している状況は、今ある資源を活かしつつ、魅力あるまちづくりにつなげるチャンスではと認識しております。

まちづくりはそこに住む町民があつてこそ成り立ちます。「みんないきいきみんなでつくる 自然とともに生きるまちしべちゃ」をテーマとして掲げ、まち全体が一体となってまちづくりを推進していくため、町民の皆様にはご理解とご協力をお願い致します。

結びになりますが、本計画策定にあたっては、標茶町総合計画審議会委員の皆様を始め、各種アンケートの実施、町内会地域会との意見交換などを通して、町民の皆様に幅広く貴重なご意見を頂戴することができました。この場をお借りし、心からお礼申し上げます。



令和3年4月

標茶町長 佐藤 吉彦

## 町 章

(昭和 43 年 6 月 1 日制定)

町名の頭文字「し」を図案化し、広がる大地、たくましい創造性、住民の和を表し、無限の発展を示す。色は、黄緑。



## CI マーク

(平成 7 年度策定)

釧路湿原をシンボライズしたクリエーション。中央に曲がりくねる川を配し、両側のグリーンとブルーが川を抱くようにレイアウトされている。

ブルーは、果てしなく広がる空と湿原にたたえられた水を表現し、グリーンは柔らかな草原の緑を表している。この二つのカラーが標茶の豊かな自然を雄弁に物語る。



**S H I B E C H A**

## 町民憲章

(昭和 60 年 3 月 14 日制定)

わたしたちは、緑豊かな大地にはぐくまれ、たくましい開拓精神を受けつぐ標茶町民です。

わたしたちは、快適で住みよいまちづくりを目指し、明るい未来を築くため、誇りと責任をもってこの憲章を定め実行につとめます。

- 1 元気ではたらき 明るく豊かなまちをつくりましょう
- 1 自然に親しみ 美しいまちをつくりましょう
- 1 きまりを守り 平和なまちをつくりましょう
- 1 たがいに助け合い 住みよいまちをつくりましょう
- 1 教養をたかめ しあわせなまちをつくりましょう

## 町の花 「コスモス」 町の木 「ナラの木」

(昭和 60 年選定)



# 目 次

## 序 論

### 第1章 標茶町第5期総合計画とは

第1節 総合計画策定の趣旨	3
第2節 総合計画の位置付け	4
第3節 総合計画の構成と期間	4
第4節 総合計画を策定するにあたって	5

### 第2章 総合計画策定の背景

第1節 人口減少と少子高齢化	6
第2節 グローバル化と高度情報化の発展	6
第3節 安全・安心な暮らしを求めて	7
第4節 持続可能な開発目標（SDGs）との関係	7
第5節 自治体経営を取り巻く状況	8

## 基本 構想

### 第1章 基本構想の期間

第1節 基本構想の期間	11
-------------	----

### 第2章 まちの将来像

第1節 まちの将来像	11
第2節 基本目標	12
第3節 将来人口	13

### 第3章 施策の大綱

第1節 みんなで魅力と価値を生み出すまち	14
第2節 みんなで支えあう健やかなまち	15
第3節 みんなが安心して暮らせるまち	15
第4節 みんながいきいき学んで育つまち	16
第5節 みんなで創造できるまち	16

## 基本 計画

### 第1章 基本計画の期間

第1節 基本計画の期間	19
-------------	----

## 第2章 施策

第1節 施策の項目 .....	19
第2節 施策の体系 .....	20

## 第3章 各施策

### 【みんなで魅力と価値を生み出すまち】

第1節 自然環境の保全・利用 .....	21
第2節 農業 .....	22
第3節 林業 .....	24
第4節 水産業 .....	25
第5節 商工業 .....	26
第6節 観光 .....	27
第7節 雇用 .....	28

### 【みんなで支えあう健やかなまち】

第8節 保健・医療 .....	29
第9節 地域福祉 .....	30
第10節 高齢者福祉 .....	31
第11節 障がい者福祉 .....	32
第12節 社会福祉・社会保障 .....	33
第13節 子育て支援・児童福祉 .....	34

### 【みんなが安心して暮らせるまち】

第14節 道路・交通・情報通信 .....	35
第15節 都市計画・公園 .....	36
第16節 上下水道 .....	37
第17節 生活環境 .....	38
第18節 地域景観 .....	39
第19節 循環型社会の形成 .....	40
第20節 住宅・土地 .....	41
第21節 交通安全・防災・消防 .....	42
第22節 消費生活 .....	43

### 【みんながいきいき学んで育つまち】

第23節 学校教育 .....	44
第24節 生涯学習・芸術文化・スポーツ .....	46

## 【みんなで創造できるまち】

第 25 節 住民参加・男女共同参画	48
第 26 節 コミュニティ	49
第 27 節 交流・関係人口	50
第 28 節 広域連携	51

## 【共 通】

第 29 節 行財政・施設	52
---------------	----

## 第4章 各施策とSDGs

第 1 節 各施策とSDGs	55
----------------	----

## 資料編

標茶町第5期総合計画に係る答申書	61
標茶町総合計画審議会委員名簿	62
標茶町第5期総合計画策定経過	63
標茶町総合計画審議会条例	64
標茶町第5期総合計画策定要綱	65





# 序論

Introduction



第1章 標茶町第5期総合計画とは  
第2章 総合計画策定の背景



## 第1章 標茶町第5期総合計画とは

### 第1節 総合計画策定の趣旨

現在、少子高齢化や人口減少に対応した安全・安心な生活の確保、多様化・高度化する住民ニーズへの柔軟な対応が、ますます求められる時代になっています。

一方、国や地方の財政状況は確実に悪化が進んでおり、地方分権によって市町村が責任をもって安定的な行財政運営と行政サービスの提供を行い、自主・自立に向けた協働のまちづくりを行っていくことが、より一層求められています。

標茶町では、まちづくりの基本指針となる「標茶町第4期総合計画」（平成23年度～令和2年度）に基づき「みどりとふれあいの郷 元気あふれるまちづくり」をテーマとして人口減少や少子高齢化の問題、地球温暖化などの環境問題、地域医療の確保、グローバル社会への対応、産業振興など諸課題に対する施策を展開し、まちづくりを進めてきました。

平成27年度には、人口減少などの課題に取り組み、地方活性化を図ることを目的とした地方創生を具体化するため「標茶町創生総合戦略」を策定し、新規就農者育成、子どもの医療費の無償化など具体的な対策を展開しています。

平成23年の地方自治法の改正により、国の地方分権改革推進計画に基づく地方公共団体の運営に関する基本構想の策定義務は廃止されていますが、人口減少を始めとするさまざまな課題や、社会情勢の変化に的確に対応し、将来にわたって住み続けたいまちづくりを進めるためには、長期的展望による総合的・計画的な自治体経営の指針を策定し、町民皆さんで共有することが必要です。

このことから、令和2年度に目標年次を迎えた標茶町第4期総合計画に引き続き、「標茶町第5期総合計画（以下、本計画）」を策定することと致しました。

本計画の策定にあたってはアンケート調査、高校生・町民ワークショップ、町内会地域会との意見募集、標茶町総合計画審議会の審議などにより、広く町民皆さんの参加をいただいており、協働のまちづくりの取り組みの一環として策定されたものです。町民の皆さんのご協力に感謝致します。



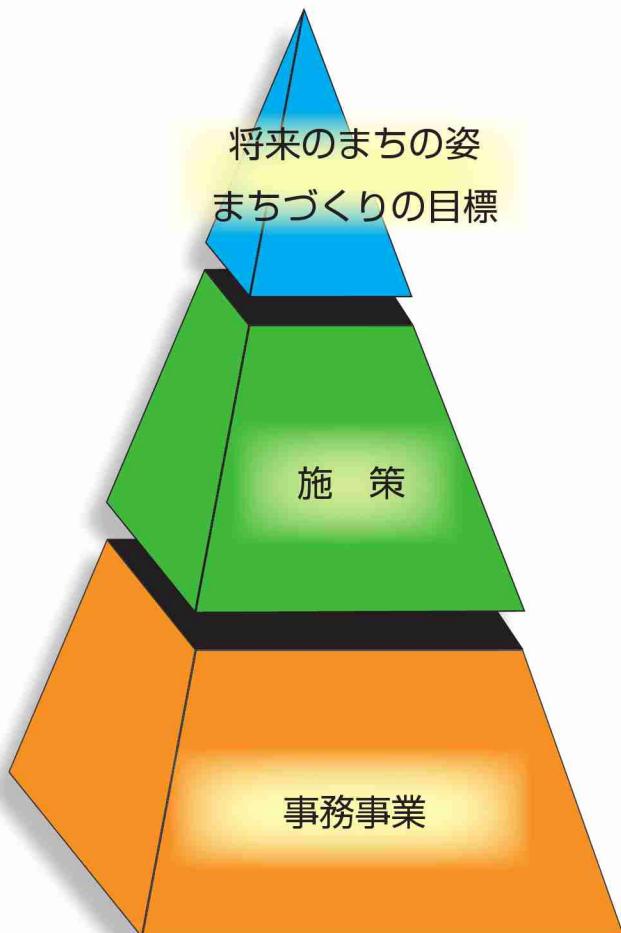
## 第2節 総合計画の位置付け

本計画は、まちづくりの計画として最も上位に位置付けられるもので、総合的・計画的なまちづくりを進めるための基本的な指針となるものです。

先述したとおり、平成23年の地方自治法の改正により、国の方針分権改革推進計画に基づく地方公共団体の運営に関する基本構想の策定義務は廃止されていますが、まちの将来像やまちづくりの方向性を定め、それを実現するための方策を示した上で取り組みを展開していくことが重要であることから、本町では引き続き総合計画を策定し、将来にわたって住み続けたいと思えるまちづくりを進めます。

本計画の推進については、国や北海道が策定する各種計画などと可能な限り整合を図りながら、国と地方自治体が対等な立場であることを踏まえ、相互連携・協力関係を大切にしながら課題解決を図っていくものとします。

## 第3節 総合計画の構成と期間



### 基本構想

町民と町が共有するビジョンとして、「将来のまちの姿」や「まちづくりの目標」などを示します。

計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

### 基本計画

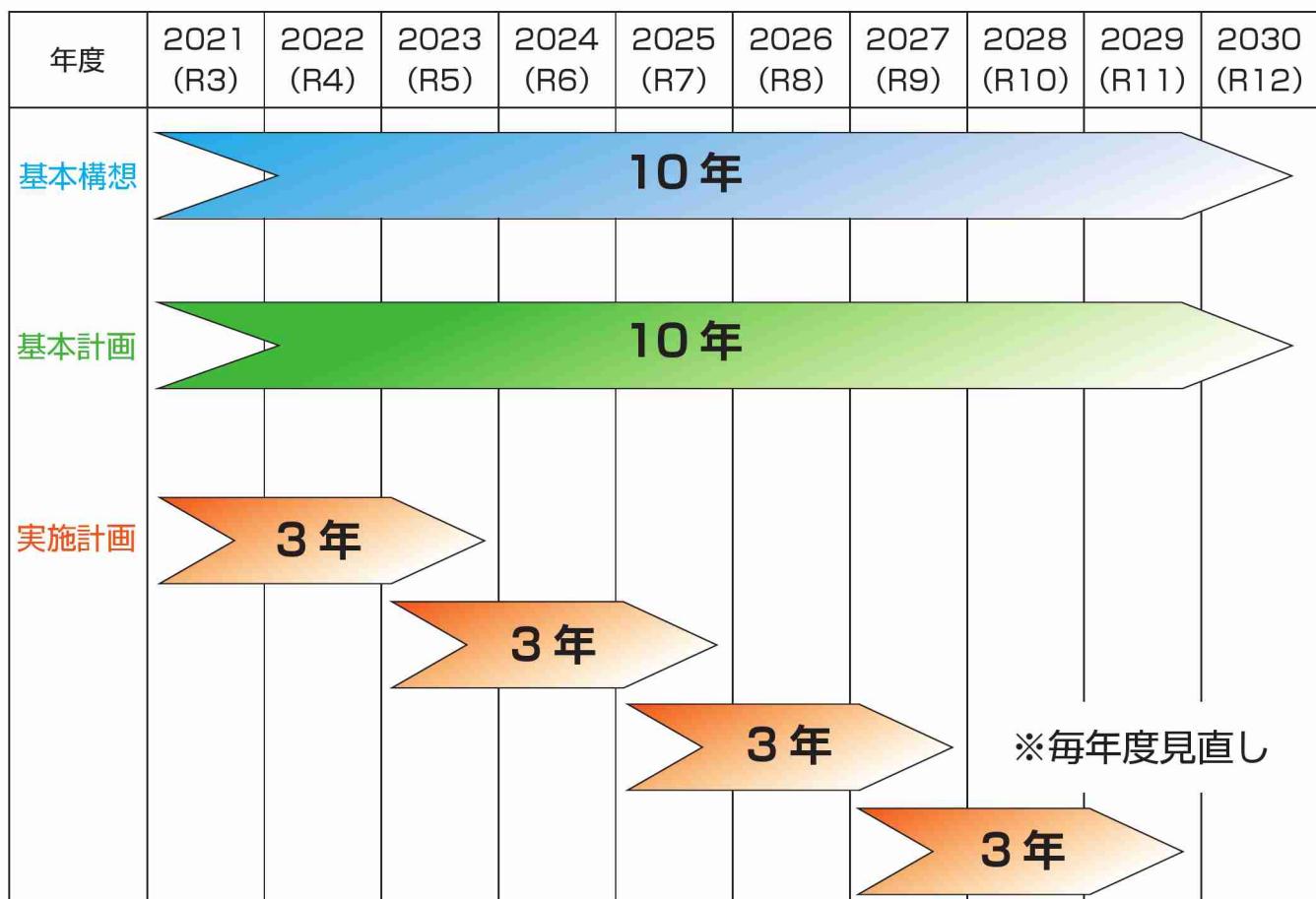
基本構想の実現に向けた町の「施策」を示します。

計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

### 実施計画

基本計画で示す施策の目指す姿の実現に向け、町が実施する具体的な「事務事業」を示します。

期間は3年間とし、情勢や財政状況などの変化に柔軟に対応するため、毎年度見直しを行います。



#### 第4節 総合計画を策定するにあたって

本計画は、町民を初め、町職員、町内会地域会、各種団体などとの協働によるまちづくりの指針であるため、簡潔で分かりやすい内容・表現とすることとし、下記の点について意識し、策定・活用しています。

・・・・・総合計画は・・・・・

- まちづくりの基本指針です。
- まちの総合政策です。
- 町職員の仕事の指針です。
- 協働のまちづくりに取り組むための問題提起です。
- 事業評価の指標です。



## 第2章 総合計画策定の背景

### 第1節 人口減少と少子高齢化

内閣府の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）」によると、我が国の総人口は平成20年をピークに減少局面に入り、平成30年10月1日時点の総人口は1億2,644万3千人、平成30年の出生数は明治32年の調査開始以来最低の91万8千人となっています。

また、平成30年10月1日時点では、我が国の老人人口（65歳以上の人口）は3,557万8千人、高齢化率（総人口に占める老人人口の割合）は28.1%となっています。出生数・出生率の低迷により、若い世代、親となり得る世代の人口が減少している一方、総人口に占める高齢者世帯の割合が増加しており、日本の老人人口は今後も増加し、高齢化率もさらに上昇する見通しとなっています。

こうした人口減少と少子高齢化の進行に伴い、労働力人口※の減少や地域経済の縮小、税収の減少や社会保障費の増加、地域コミュニティの低下など、さまざまな影響が懸念されています。

### 第2節 グローバル化と高度情報化の発展

今日の急速な技術の発展と、国家の枠を超えた経済の結びつきの強まりにより、人・物・情報の流れは、地球的規模に拡大しています。

特に、TPP11協定※や日EU・EPA※、日米貿易協定※など貿易自由化の進展により、農畜産物の関税引き下げなど、地域産業への影響が懸念されています。

また、我が国では、仮想空間（サイバー空間）と現実空間（フィジカル空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会「Society5.0」を目指すべき姿として提唱しています。本町のような過疎地域においてその目的を達成するためにはITインフラ※の整備が重要であり、令和4年には町内全域で光回線が利用できる環境が整う予定になっていることから、効果的な利活用について検討していくことが重要です。

※労働力人口：15歳以上で労働する能力と意思を持つ人の数。

※ TPP11協定：アジア太平洋地域11か国における物の関税やサービス、投資の自由化など幅広い分野における協定。

※日EU・EPA：日本と欧州連合（EU）間で締結された貿易や投資など経済活動自由化による連携強化を目的とする協定。

※日米貿易協定：日本とアメリカ合衆国との間で締結された関税の削減や撤廃などに関する協定。

※ITインフラ：情報システム稼働の基盤となるコンピューターや通信回線などの設備や施設。



## 第3節 安全・安心な暮らしを求めて

地球温暖化やエネルギー需要の増加など、環境・エネルギー問題はより深刻化しています。東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故や北海道胆振東部地震での大規模停電など、不測の事態に対する社会経済システムの脆弱性が明らかになったことで、自然界に存在する環境や資源を利用する「再生可能エネルギー」の普及が進められてきています。

また、地球温暖化対策として、国は令和32年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにする目標（カーボンニュートラル）を表明しており、その取り組みが必要となります。

さらには、全国各地での大規模な地震や今までに経験したことのない集中豪雨などによる自然災害の発生、国境を越えた感染症の拡大などを背景に、人々の日常生活での安全・安心に対する意識が高まっています。

## 第4節 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

持続可能な開発目標（SDGs：エスディーゼーズ）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された令和12年までに持続可能でより良い世界を目指すための国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成され、「地球上の誰ひとり取りこぼすことなく、全ての人が幸せになる」ことを誓う国際社会全体の普遍的な目標です。

SDGsはその取り組み自体が地方創生の推進に有益であるとされ、また、SDGsの視点を活かすことで政策・施策・事業などのアップデートが可能であることから、地方自治体においても将来のビジョンづくりなどの場面で取り入れるべきものとして位置付けられています。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

<b>1 货困をなくそう</b> 	<b>2 気候をゼロに</b> 	<b>3 すべての人に健康と福祉を</b> 	<b>4 質の高い教育をみんなに</b> 	<b>5 ジェンダー平等を実現しよう</b> 	<b>6 安全な水とトイレを世界中に</b> 
<b>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b> 	<b>8 働きがいも経済成長も</b> 	<b>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</b> 	<b>10 人や国の不平等をなくそう</b> 	<b>11 住み継ぐられるまちづくりを</b> 	<b>12 つくる責任つかう責任</b> 
<b>13 気候変動に具体的な対策を</b> 	<b>14 海の豊かさを守ろう</b> 	<b>15 陸の豊かさも守ろう</b> 	<b>16 平和と公正をすべての人に</b> 	<b>17 パートナーシップで目標を達成しよう</b> 	

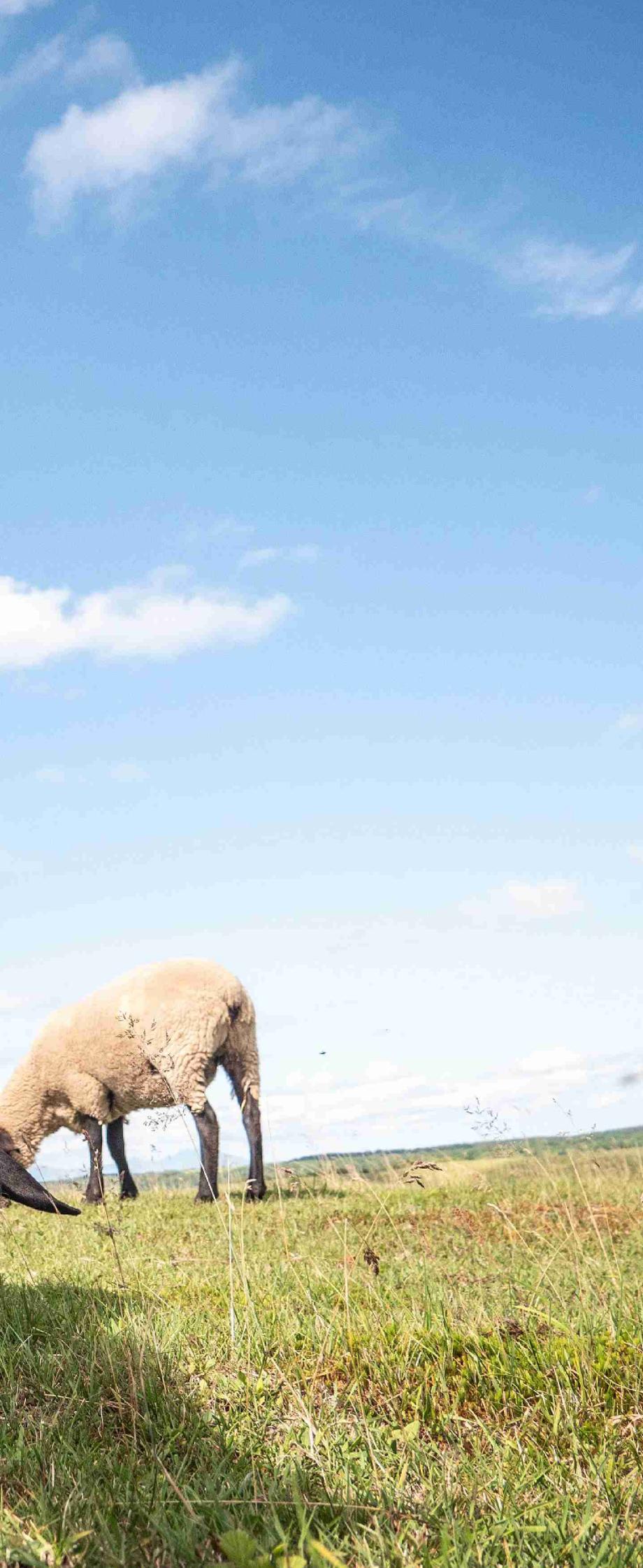


## 第5節 自治体経営を取り巻く状況

生活を取り巻く環境やニーズが多様化してきていることで、その状況に応じたきめ細やかな対応が重要となっており、住民に最も近い地方自治体の役割は大きくなっています。

また、国と地方の関係を見直す地方分権改革が進められてきましたが、国における財政健全化の道のりが依然厳しい状況にある中では、財源を国へ依存する地方自治体としても、今後も厳しい財政運営が予想されています。





# 基本構想

Basic Concept



第1章 基本構想の期間

第2章 まちの将来像

第3章 施策の大綱



## 第1章 基本構想の期間

### 第1節 基本構想の期間

基本構想の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

## 第2章 まちの将来像

### 第1節 まちの将来像

本町では、これまで総合計画においてまちづくりの方向性を定め、町民が「住んで良かった、これからも住み続けたい」と思える標茶町を築いていくため、実現に向けた各種施策を進めてきました。

しかし、現状は、若年層を中心とした転出などにより人口減少が進み、国による地方創生への支援などが行われていますが、都市部への転出は抑えられず、今後も少子高齢化が相乗し、さらに人口減少と地域経済の衰退が懸念されています。

こうした状況を打破していくためには、国や北海道などとの連携はもとより、町民が求めるニーズや加速度的に変化する情勢に臨機応変に対応していくとともに、困窮する厳しい財政事情を踏まえ、先を見据えた施策を進めていくことが重要です。

先人たちが積み重ねてきた歴史や文化、自然や産業の発展などを未来に引き継いでいくとともに、まちが持続的に発展し、町民が住み続けたいと思えるよう、目指すべきまちの将来像を次のとおり定めます。

**みんないきいき みんなでつくる**

**～自然とともに生きるまち しべちゃ～**





### 「みんないきいき みんなでつくる」

町民アンケート・住民意識調査などにより、本町の明るい未来を創造するうえで「発展」「活気」「安心・安定」「人材育成」といったキーワードが挙げられ、これまで多くの意見の積み重ねで作られてきた現状制度を維持しながら、未だ欠けているところや時代の変化に合わせた持続可能な発展が求められています。

そのために、住民や企業、行政などすべての人による、協働で、住む人がいきいきと生活し、理想に向かうまちづくりを目指していきます。

### 「自然とともに生きるまち しべちゃ」

本町には、阿寒摩周と釧路湿原の二つの国立公園と厚岸霧多布昆布森国定公園があり、貴重な動植物が生息しています。

また、基幹産業・酪農畜産業による牧歌的な風景は、豊かな自然と相まって、国内のみならず世界に誇れる魅力的な景観となっています。この大自然とともに生きるために自然環境保全の取り組みを継続・発展させながら、産業の振興を進めていかなければなりません。

誰もが「しべちゃ」のまちを誇りに思うことができるよう、魅力あふれるまちづくりを目指します。

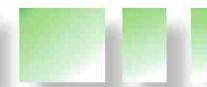
## 第2節 基本目標

本計画では、「みんないきいき みんなでつくる～自然とともに生きるまち しべちゃ～」の実現に向け、まちづくりの基本目標を次のとおりとします。

1. みんなで魅力と価値を生み出すまち
2. みんなで支えあう健やかなまち
3. みんなが安心して暮らせるまち
4. みんながいきいき学んで育つまち
5. みんなで創造できるまち



### 第3節 将来人口

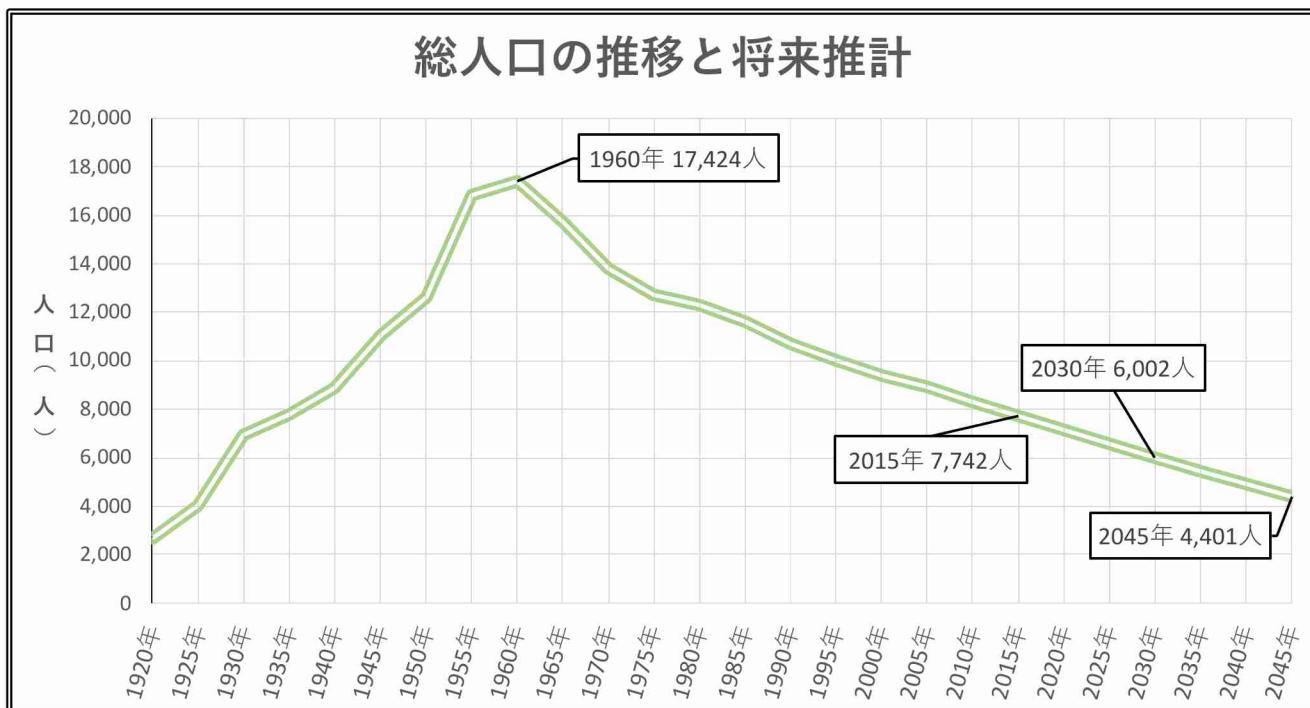


本町の人口は、昭和 35 年の 17,424 人をピークに減少し続けており、平成 27 年には 7,742 人となっています。

さらに、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」）による推計では、令和 27 年には、4,401 人まで減少するとされており、現在、本町における人口減少の一番の要因は若年層の人口流出であり、特に子育て世代の流出が多くなっています。

本町では、こうした背景に的確に対応していくため、令和 2 年 3 月には「第 2 期標茶町創生総合戦略」「標茶町人口ビジョン改訂版」を策定し、少子高齢化や町外への転出超過といった諸課題に対して、効果的な対策を講じていくこととしていますが、人口減少は国内での共通課題であるため、地域実情や特性に合った対策をしていくことが必要です。

社人研による推計では、本計画の最終年である令和 12 年の人口は約 6,000 人と予想されますが、今後の未来ある「しべちゃ」を構築していくためには、町民の力が必要不可欠であることから、総人口における社会減※の抑制と自然増※の向上を目指し、交流人口※や関係人口※の創出、農村地域で取り組まれている産業基盤の強化、子育て支援など「標茶町人口ビジョン改訂版」の将来展望人口を見据え、施策を開いていきます。



※社会減：他地域への転出が社会減。（他地域からの転入が社会増）

※自然増：出生が死亡を上回る状態のこと。

※交流人口：観光などでその地域に訪れる人。

※関係人口：移住した「定住人口」でもなく、観光などの「交流人口」でもない、地域や地域の人と多様に関わる人々。



## 第3章 施策の大綱

### 第1節 みんなで魅力と価値を生み出すまち



[該当施策：自然環境の保全・利用、農業、林業、水産業、商工業、観光、雇用]

本町は、阿寒摩周と釧路湿原の二つの国立公園と厚岸霧多布昆布森国定公園を有するほか、総面積 1,099.37 km<sup>2</sup>のうち約 53%が森林であることや、美しい農村景観が広がるなど、国内のみならず世界から見ても価値のある大自然に恵まれ、酪農畜産業をはじめとする各産業の振興にも大きく寄与しています。

自然がもたらすあらゆる機能を維持していくためには、適正かつ計画的な環境保全活動を推進していくとともに、ワイスユース※を進めることにより自然の価値を再確認し、保全に対する意識を高めていくことが必要です。

また、産業面では後継者不足や少子高齢化に伴う担い手不足が共通して見られていることから、担い手の育成により基幹産業である酪農畜産業の働き手を確保することや、自然を活用した体験型観光を促進するなど、安定した雇用を確保する中で各産業の活性化につなげる施策を展開していかなければなりません。

本計画策定に係る各種アンケート結果において、「しべちゃ」の発展におけるキーワードとして「自然の保護」と「各産業の振興」が挙げられていることからも、本町の財産である自然を守る活動と、その自然を利用し各産業の人々に活気があふれ、いきいきと暮らすことができる楽しいまちづくりを進めています。



※ワイスユース：ラムサール条約で提唱されている湿地の生態系を維持しつつ、湿地を持続的に利用すること。



## 第2節 みんなで支えあう健やかなまち

[該当施策：保健・医療、地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、社会福祉・社会保障、子育て支援・児童福祉]

本町の人口減少の一番の要因は若年層の人口流出であり、特に子育て世代の流出が顕著であることから、子どもを安心して産み育てることのできる環境を整えることが必要です。

また、少子高齢化も進行しており、単身世帯の増加や地域行事の衰退などから、地域・家庭・職場という日常の暮らしの中における支え合いの基盤が弱まってきています。多様な世帯が増え、抱える悩みや課題も複雑化していく中で、一人で抱え込まず共有し解決できる体制と環境づくりを、当事者に寄り添い実態にあったかたちで進めていかなければなりません。

町民が地域において自立した生活を送ることができ、次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを「まち全体」で応援できるよう、地域共生社会※の実現が求められていることを踏まえながら、誰一人不幸にすることなく、全ての住民が幸せになることをを目指し、ともに支え合うことのできる協働のまちづくりを進めています。



## 第3節 みんなが安心して暮らせるまち

[該当施策：道路・交通・情報通信、都市計画・公園、上下水道、生活環境、地域景観、循環型社会の形成、住宅・土地、交通安全・防災・消防、消費生活]

東日本大震災をはじめ、全国各地では記録的集中豪雨や大型台風の通過など大規模自然災害が多発しており、本町においても台風や季節外れの降雨と融雪により河川が氾濫するなど、防災・減災対策が急務となっています。

また、高齢者の移動手段の確保が課題となっており、町民が安心して買い物や通院ができる市街地内の地域密着型バスの運行環境の検討を継続するとともに、行政手続きのオンライン化など、ICT※をさまざまな分野で効果的に活用し、新たな生活様式の実現に向けた取り組みを進めなければいけません。

安全・安心な日常生活を送るためにには、公共インフラの整備はもちろん、一人ひとりが正しい知識と行動を身につけることや、地域コミュニティ内による助け合いなど、自助・共助・公助が十分に機能する仕組みづくりが重要であり、相互連携が図られるよう密な情報共有と計画的施設整備が必要です。

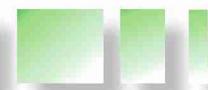
住み慣れた地域で子どもから高齢者まで誰もが安全・安心に生活できる、これからも住み続けたいと思える環境づくりを進めています。

※地域共生社会：地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの。

※ ICT : Information and Communication Technology の略称で、情報通信技術のこと。



## 第4節 みんながいきいき学んで育つまち



[該当施策：学校教育、生涯学習・芸術文化・スポーツ]

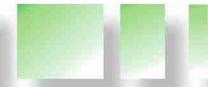
まちづくりの主役は町民であり、これから地域形成や活性化には「このまちにずっと住んでいたい」「このまちを元気にしたい」と考える活力ある地域人材の育成が不可欠であり、また、歴史ある文化や積み重ねてきた経験を繋ぎ、残していくことも重要です。

本町には、北海道標茶高等学校をはじめ、各教育現場で地域に根差した特色ある教育が進められており、子どもたちがいきいきと学ぶ環境づくりを継続して推進していく必要があります。

また、文化活動やスポーツ、多様な文化を持った人々との交流などを通じて、子どもから高齢者まで生涯にわたり、この地域でしか得られない楽しみや生活への満足感を生み出す機会を創出することは、新たに何かを始める向上心を育みます。

誰もが今後のまちづくりの一翼を担うことから、まちへの愛着心と向上意欲のある人づくりに努めていくとともに、我が町の財産を次の時代へ引き継ぎ活かす取り組みを進めていきます。

## 第5節 みんなで創造できるまち



[該当施策：住民参加・男女共同参画、コミュニティ、交流・関係人口、広域連携]

通信技術の進歩や新型コロナウイルス感染症の拡大など社会環境が大きく変化し、住民のライフスタイルや価値観、求められるニーズも多様化していく中で、行政は今後、未来に向けて、より町民とともに作り上げる行政運営を進めていく必要があります。

少子高齢化が進行すると、自助・共助の力が低下してしまう可能性があります。身近な問題を町内会地域会、ボランティア、NPOなどが率先してサポートしていくことが元気なまちの理想であり、担い手不足などの課題については、引き続き町民と行政がともに協働する中で解決をしていく必要があります。

また、人口減少などの課題においては、「今の住民サービスをいつまで継続できるのか」「どうすれば効果的なのか」などを広域的視野に立って検討をしなければ、持続的な行政運営が難しい時代になってきています。

さらには、ふるさと納税※や企業版ふるさと納税※などの事業を進める中で、本町に関わりのある関係人口や企業を増やしていくことで、まちの活性化を図っていく必要があります。

まちづくりの主役は町民であることからも、町民と行政とが密に情報共有を行える場の設定や、地域がいきいきと活動できるための支援などを引き続き進めるとともに、関係人口や関係企業を巻きこみ、未来ある行政運営を進めています。

※ふるさと納税：自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について所得税と住民税から原則として全額が控除される制度。

※企業版ふるさと納税：地方創生応援税制。国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対し企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除される制度。





# 基本計画

Basic Plan



第1章 基本計画の期間

第2章 施策

第3章 各施策

第4章 各施策とSDGs



## 第1章 基本計画の期間

### 第1節 基本計画の期間

基本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

## 第2章 施策

### 第1節 施策の項目

施策は、基本構想にある「まちの将来像」や「基本目標」の実現に向けた取り組みであり、各施策には、現状と課題、目指す姿、主な取り組み、関連する主な分野別計画を示します。

- ・《現状と課題》

社会やまちの動きなど、施策を取り巻く現状や課題点について示します。

- ・《目指す姿》

施策の展開を進める中で実現を目指す10年後のしへちゃの姿を記載します。

- ・《主な取り組み》

将来目標（目指す姿）に向けて実施する主な取り組みを記載します。

- ・《関連する主な分野別計画》

施策に関連する主な分野計画を記載します。



## 第2節 施策の体系

**みんなで魅力と価値を  
生み出すまち**

**みんなで支えあう  
健やかなまち**

**みんなが安心して  
暮らせるまち**

**みんながいきいき  
学んで育つまち**

**みんなで創造  
できるまち**

- 1 自然環境の保全・利用
- 2 農業
- 3 林業
- 4 水産業
- 5 商工業
- 6 観光
- 7 雇用
- 8 保健・医療
- 9 地域福祉
- 10 高齢者福祉
- 11 障がい者福祉
- 12 社会福祉・社会保障
- 13 子育て支援・児童福祉
- 14 道路・交通・情報通信
- 15 都市計画・公園
- 16 上下水道
- 17 生活環境
- 18 地域景観
- 19 循環型社会の形成
- 20 住宅・土地
- 21 交通安全・防災・消防
- 22 消費生活
- 23 学校教育
- 24 生涯学習・芸術文化・スポーツ
- 25 住民参加・男女共同参画
- 26 コミュニティ
- 27 交流・関係人口
- 28 広域連携



## 第3章 各施策

### ～みんなで魅力と価値を生み出すまち～

#### 第1節 自然環境の保全・利用



##### 現状と課題

本町は、阿寒摩周と釧路湿原の二つの国立公園と厚岸霧多布昆布森国定公園があり、世界的にも誇りうる雄大な自然環境、自然景観を有しています。

釧路湿原は、特別天然記念物であるタンチョウをはじめ、多種多様な動植物が生息するなど、ラムサール条約※の登録地であるこの国際的に貴重な湿地を次世代に引き継いでいかなければなりません。

本町の自然環境は豊富な森林資源と釧路川、西別川、別寒刃牛川・ホマカイ川からの豊かな水資源から成り立っており、河川流域の産業や住民の暮らしを支える基礎となっていることから、住民や関係団体などと協働し、環境保全に向け継続した取り組みが必要です。

本町では、平成13年から5月を「森と川の月間」として設定し、町内クリーン作戦や植樹活動などの取り組みを住民や関係団体などと一緒に取り組んでいます。

##### 目指す姿

恵まれた自然環境を保全し次の世代につなぐため、住民や関係団体などとの協働による活動を進めています。

##### 主な取り組み

1. 住民や関係団体などと協力し、自然環境の保全・再生に向けたさまざまな取り組みを推進します。
2. 二つの国立公園と厚岸霧多布昆布森国定公園の価値を認識し、ワイスユース（賢明な利用）を推進します。
3. 不法投棄の積極的な防止に努めます。
4. 国土利用計画法※や北海道水資源の保全に関する条例などに基づき、土地の適正な利用の普及促進を図ります。

※ラムサール条約：1971年にイランのラムサールで開催された国際会議で採択された湿地に関する条約。

※国土利用計画法：国土を総合的かつ計画的に利用するため、土地取引の規制などを定めた法律。



## 第2節 農業



### 現状と課題

本町の農業は、草地型酪農基盤の整備を積極的に進め、生乳生産量は年間 170,000 t を超え、我が国でも有数の酪農地帯として成長を遂げているほか、冷涼な気候を活かした大根などの生産も進められています。

一方、本町でも後継者不足や担い手問題が深刻化しており、標茶町担い手育成協議会を中心となり、農業関係団体と連携を図り、農家戸数の減少を食い止める取り組みを引き続き行っています。

また、離農跡地を受け入れてきた中核農家にも、規模拡大に伴う労働力不足が懸念されており、働き手の確保が課題となっています。

さらに、農畜産物貿易をめぐる国際環境は変化し、農業は経済連携などさまざまな政策課題に直面しています。このような中、本町の農業を持続的に発展させ、魅力ある足腰の強い農業経営と地域づくりを目指し、農村生活環境改善、農業経営の充実強化、農業生産基盤の整備強化、農地流動化の促進、農業の多面的機能の確保など、取り組みを進める必要があります。

### 目指す姿

魅力的で、社会経済に左右されない強い農業経営と地域づくりを進めるとともに、環境の保全に取り組んだクリーン農業など、多様な生産活動が進められています。

### 主な取り組み

1. 新規就農者の誘致や農業後継者などを対象とした研修機会の確保、未婚後継者のパートナー対策、家族経営協定（家族間ルール）の締結促進など、担い手の育成・確保に努めます。
2. 河川をはじめとする水質環境保全や牛舎関連施設からの排水対策、河畔林などの整備を進めるとともに、環境保全・農作業負担軽減・自立エネルギーの確保に向けたバイオマス※資源の有効利活用を推進するなど、環境と調和した循環型農業※の充実を図ります。
3. 酪農ヘルパー制度の安定的運営の促進に努めるとともに、農地の集約化※などによる効率的な生乳生産体制の充実や、ニーズを踏まえた公共牧場の利用促進に努めるなど、農業支援システムの充実を図ります。
4. 乳牛検定データの積極的な活用や、家畜疾病の予防対策を推進し、安心安全な产品づくりを図ります。
5. 6次産業化※をめざす生産者、団体の支援や、1次產品を活用した加工研究・開発促進に努めるなど、多様な生産活動を推進します。

※バイオマス：森林の間伐材・家畜の排せつ物・食品廃棄物など生物から生まれる資源。

※循環型農業：本来ならば廃棄する物を肥料として活用し、資源を循環させる農業システム。

※農地の集約化：農地の利用権を交換すること等により、農作業を連続的に支障なく行えるようにすること。

※6次産業化：農業などの1次産業が食品加工や流通販売も行うこと。



6. 草地の改良や整備、農業生産関連施設、道路交通網など、生活基盤の整備については、関係機関との連携のもと、効率的かつ効果的に推進します。
7. しふちゃ牛乳の学校給食への提供など、牛乳消費拡大、地産地消運動の推進を図り、農業を応援する体制を確立します。

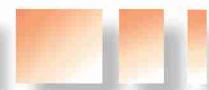
#### 関連する主な分野別計画

標茶町農業経営基盤強化促進基本構想、標茶町酪農・肉用牛生産近代化計画、標茶町育成牧場 10 力年中長期計画





## 第3節 林業



### 現状と課題

本町には、パイロットフォレストなどに多く見られるカラマツをはじめとした針葉樹のほか、町の木であるミズナラやシラカバなどの広葉樹が群生し、多様な森林層を形成しています。こうした貴重な森林資源を保持していくためには、樹種や地形などに応じた施業を計画的に展開していくことが重要です。

本町が保有する森林（町有林）の施業については、これまで安定的な木材生産と長期的に公益的機能※を維持することができる長伐期齢化を進めており、個人所有の森林（私有林）については、森林組合が主体となり計画的な森林施業を実施していますが、森林所有者の林業への関心低下や担い手不足、森林施業の集約化の遅れなどにより生産性が低い現状であることから、林業事業体の森林施業プランナー育成などの組織強化や低コストで効率的な施業の検討、作業路網の計画的な整備など、状況に応じた森林整備を推進していく必要があります。

また、環境に配慮した森林整備の推進として、本町は釧路川や西別川、別寒刃牛川・ホマカイ川の上流域に位置することから、森林のもつ公益的機能を最大限発揮させるべく、広葉樹の植栽による混交林化や適正な時期の間伐、特に私有林では森林組合を主体とした林業事業体による伐採跡地への造林の実施など、「切ったら植える」の行動を積極的に進めております。

一方、近年はエゾシカによる若齢木の食害をはじめとした、有害鳥獣による農林業被害も課題となっていることから、今後も官民連携のもと継続した対策を進める必要があります。

### 目指す姿

経済活動と環境対策が両立する森林整備を進めています。

### 主な取り組み

1. 林業事業体などと連携し、計画的な造林、除間伐、木材生産が行われるよう、森林整備を進めるとともに、林業における人材育成・担い手の確保、木材利用の普及啓発など、森林環境譲与税の活用も踏まえながらさまざまな取り組みを推進します。
2. 森林整備作業コストの低減を図るため、計画的な作業路網の整備など、森林施業の合理化を進めます。
3. カラマツの有効利用や公共施設などの適所へ木材利用を図るなど、森林資源の活用に努めます。
4. エゾシカを始めとする有害鳥獣による農林業への被害低減を図るため、駆除などの適正な対策や産業・地域ぐるみによる人材の育成・担い手の確保に努めます。

### 関連する主な分野別計画

標茶町森林整備計画、特定間伐材等促進計画、標茶町地域材利用推進方針、標茶町林道橋梁長寿命化計画、標茶町鳥獣被害防止計画

※公益的機能：社会全体に有益な影響を及ぼす機能のことであり、森林がもつ機能では、水源の涵養や生態系の保全、地球温暖化の防止などがある。



## 第4節 水産業

### 現状と課題

本町の水産業である内水面漁業については、主要魚種であるワカサギの漁獲量が安定していません。

町としては、塘路湖など資源環境の維持向上のため、ワカサギの増殖を目的にふ化放流事業の支援を行い、漁獲量増加に向け、漁業者をはじめ地域住民、関係機関と連携協力し、塘路湖周辺の環境保全に努めてきました。

水産業は、恵まれた自然環境がもたらす豊富な水資源により成り立っていますので、引き続き水質保全の取り組みが必要です。

### 目指す姿

豊かな水資源を活かした内水面漁業の振興と安定を図り、活力ある水産業が展開されています。

### 主な取り組み

1. 漁業者や住民による河川環境の保全活動を進めるとともに、ふ化放流事業などの支援に努め、育てる水産業の推進を図ります。
2. 観光分野との連携により、遊漁など体験型観光メニューのブランディング※や、地場産品であるワカサギの利活用を推進します。



※ブランディング：魅力を発信し、認知を得ることでブランド化を図る取り組み。



## 第5節 商工業



### 現状と課題

大型店舗の出店による近隣町村への消費流出やコンビニ出店による既存商店街へ与える影響が拡大している状況ですが、商工会加盟店で実施されている「しふえどんぐりスタンプ会」は、地元商店ならではの取り組みとして地域住民に定着しており、町外への消費流出を抑制する自助努力として評価されています。

また、商工会による「うまいもん発見市場」、「塘路地区の出前商店街」、「夏まつり」、「町民花火大会」の開催により賑わいを創出しています。

地域振興事業の展開としては、空き店舗などの解消を図るべく町内で創業される企業者支援として、「GOGOチャレンジショップ支援事業」により令和2年度までで37件の企業支援を行い、地域経済の活性化に寄与しています。

今後も地域経済が自立的に発展するためには、地域が抱える課題を商工会の会員事業者が主体となって把握することや、消費者が地元で買い物をしたい、したくなると思える機運を高めるなど、住民とともに行動する商店街づくりの取り組みを行うことが必要です。

本町の工業は、雪印メグミルク(株)磯分内工場を中心に、新鮮な生乳を生産する酪農家と高度な加工技術を有する工場との信頼関係により乳製品が生産され、道内はもとより首都圏に出荷される製品は、北海道ブランドとして多くの消費者に親しまれており、根釧酪農地帯における中核的な役割ばかりでなく、地域経済及び地区コミュニティの形成に大きく貢献しています。

### 目指す姿

商工会などと連携し、魅力ある商店街づくりを進めるとともに、起業支援や空き店舗対策などで人が集い、まちが賑わい、活性化が進んでいます。

### 主な取り組み

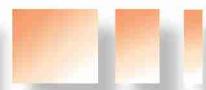
1. 消費拡大の促進や賑わいづくりのイベントなど、商店街活動の支援に努めるとともに、消費者が町内で買い物をしたくなるような機運を高める商店街づくりを目指します。
2. 中小企業の経営相談や経営指導などを行う商工会の運営支援に努めるとともに、経営安定や設備投資のための融資制度の充実に商工会や金融機関と連携して取り組むなど、中小企業の振興に努め地域経済の活性化を図ります。
3. 廃校や空き店舗、空き家の利活用など、起業に対する支援、誘致活動を進めます。
4. 多様なコミュニケーションが求められることから、商工会と連携し事業者のIT化※ICT化※の推進について研究します。

※ IT化：紙媒体の物をデジタル化することや、インターネットを活用することで効率化させること。

※ ICT化：通信技術を活用しコミュニケーションをとること。



## 第6節 観光



### 現状と課題

本町は阿寒摩周と釧路湿原という性格の異なる二つの国立公園と厚岸霧多布昆布森国定公園を擁しており、この公園を核に四季折々の自然環境や美しい景観を観光資源の中心と位置づけ、アウトドア・アクティビティや自然体験をとおして、癒しの空間や充実した時間を提供することができます。

現在、人々の観光に対するニーズも多様化しており、旅行形態も団体で景勝地を巡る観光から、家族や友人などといった少人数で、目的を持った体験や学び、健康などを目的とした観光へ移行しています。

こうしたことから、多様化したニーズに対応できるよう、本町の地域特性・資源を見極め、地域の魅力をブラッシュアップ※し、環境に配慮したソフト面の整備充実を引き続き進めることが必要です。

また、国内外からの誘客の促進を図るため、近隣市町村との連携を図り、共通認識に立った観光圏の確立と、公共交通機関やエージェント※などの連携による環境に配慮した観光メニューの構築が求められています。

### 目指す姿

恵まれた自然環境を活かした体験観光の充実とニーズに合った受け入れ態勢の構築を進め、インバウンド※も含めた交流人口・関係人口が拡大しています。

### 主な取り組み

1. インバウンドに対応する多言語対応の充実や無線 LAN ※環境整備など、観光基盤の適切な整備と観光資源の保全に努めます。
2. 紙媒体はもとより、SNS ※や動画配信サービスなどインターネットを活用しタイムリーで視覚的に魅力を伝える手段を活用するほか、各種イベントへの参加や企画により地場産品の PR を積極的に行うなど、観光情報の発信を進めます。
3. くしろ湿原ノロッコ号・SL冬の湿原号などが運行されていることも踏まえ、観光客をおもてなしする取り組みを町民全体で盛り上げていくなど、受け入れ態勢の強化充実を促進します。
4. 観光協会や産業団体との連携により、観光産業と経済の活性化、新たな観光資源の発掘や開発に取り組みます。

### 関連する主な分野別計画

標茶町観光振興計画

※ブラッシュアップ：現状の魅力をさらに磨き上げること。 / ※エージェント：代理店。取次業者。

※インバウンド：訪日外国人旅行者。 / ※無線 LAN：無線通信を利用してデータの送受信を行うシステム。

※ SNS : Social Networking Service の略称で、オンライン上で社会的コミュニケーションを行うことを可能とするサービス。



## 第7節 雇用



### 現状と課題

新型コロナウイルス感染症の影響による景気悪化はリーマンショック※以来の落ち込みになるだろうと言われており、今後ますます厳しい状況が続くことが予想されています。

本町には、建設業への従事者が300人弱（平成27年国勢調査）いることから季節労働者も多く、冬期に離職を余儀なくされる不安定な状況にありますが、離職期間の生活安定などを図るため冬期雇用対策事業の継続実施と事業の早期発注に努めています。

今後についても、冬期雇用対策事業に取り組むとともに、季節労働者に配慮した事業の発注に努めるなど、地域経済の活性化に向けた取り組みを進める必要があります。

一方、人口減少を原因としてあらゆる分野で人手不足が叫ばれていますが、北海道標茶高等学校の卒業者の多くが進学や就業の場を求め町外に流出している現実があり、地元における雇用機会の拡大と職種の多様性が求められています。

また、親元に帰って働きたいと意欲を持つ人やU・Jターン※希望者の就業を支援するため、地域企業の活性化や起業の創出、マッチング支援などの取り組みを促進する必要があります。

### 目指す姿

雇用の創出が生まれ安定期的に働くことができるよう、地域経済の活性化に配慮した公共事業の発注に努めるなど、起業・就業などの支援でみんなが元気に働いています。

### 主な取り組み

- 雇用機会の拡大をめざし、ワーケーション※、テレワーク※などを含めた起業化に対応する支援策の拡充を検討するとともに、季節労働者の生活安定を図ります。
- 商工会、ハローワーク、釧路地域通年雇用促進協議会などと連携し、雇用の安定化や生活支援を目的とする取り組みを進めます。

※リーマンショック：平成20年にアメリカの投資銀行が倒産したことをきっかけに起こった世界的経済危機。

※U・Jターン：Uは出身地に戻ること。Jは出身地以外に地方移住すること。Jは出身地近くに移住すること。

※ワーケーション：観光地などでテレワークを活用し働きながら休暇を取得する過ごし方。

※テレワーク：自宅などでインターネットを利用し勤務先以外の場所で仕事をすること。



## ～みんなで支えあう健やかなまち～

### 第8節 保健・医療



#### 現状と課題

ライフスタイルや社会情勢の変化により核家族化が進み、子育て世代を身近な地域で親身に支える仕組みづくりが必要とされています。

健康診査は20歳から受診できる体制を整え、年間の健診日数を増やし受診しやすい環境整備を行ってきており、受診率も向上しています。

また、健診結果説明会を実施し、特定保健指導、生活習慣病重症化予防の保健指導・受診勧奨まで、総合住民健診から一連の流れで保健指導を行うことができています。

標茶町立病院は、町内唯一の病院として、町民に信頼される病院経営を進める必要があります。

#### 目指す姿

各世代の保健対策と予防対策、医療体制の確保に取り組み、すべての町民の健康が守られています。

#### 主な取り組み

1. 健康相談などの体制を確保するとともに、健康づくり教室の実施や歯の健康づくりである「8020運動※」などを推進し、子どもから高齢者まで健康でいきいきと暮らせるよう取り組みを進めます。
2. 健康寿命※を延ばす手立てとなるよう総合健康診査などを実施するとともに、各種予防接種の充実により感染症の予防に努めます。
3. 妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援体制を構築し、子育て支援の充実を図ります。
4. 町立病院の医療従事者の確保に努め、町民のニーズにあった医療体制の構築に努めます。

#### 関連する主な分野別計画

健康しべちゃ21（第2期）、標茶町特定健康診査等実施計画、標茶町国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）、標茶町立病院新経営改革プラン、標茶町母子保健計画、いのちを支える標茶町自殺対策計画

※ 8020運動：80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目指す取り組み。

※健康寿命：健康に生活できる期間。



## 第9節 地域福祉



### 現状と課題

高齢者の保健・医療・福祉における地域包括ケアシステム※や生活困窮者自立支援制度にみられるように、支援を必要とする人に対し、地域において総合的・包括的な支援を提供する制度へ転換しようとする動きが進んでおり、こうした流れは、今後一層進むものと見込まれます。

本町においては、社会福祉協議会を通じて福祉課題に対応する施策展開をしており、地域福祉の担い手やボランティアなどの人材確保、新たな福祉ニーズの発掘の取り組みを進めてきています。

また、要援護者の安否確認体制の構築のための取り組みを進めるとともに、誰にでも優しい施設づくりの促進を推進します。

### 目指す姿

地域共生社会の実現に向け、住民一人一人の暮らしや生きがいが充実するよう取り組みが進んでいます。

### 主な取り組み

1. 社会福祉協議会の主体的な活動の支援を推進します。
2. 関係機関との連携を強化し、要援護者の支援体制の充実を図ります。
3. 地域福祉の担い手やボランティアなどの人材確保や活動の活性化を図ります。
4. 利用者にとってより良い環境となるよう、公共施設などでのユニバーサルデザイン※の導入やバリアフリー化※を推進します。



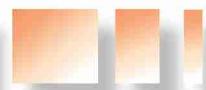
※地域包括ケアシステム：令和7(2025)年を目指し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制を構築すること。

※ユニバーサルデザイン：文化・言語・年齢・性別などの違いにかかわらず、出来るだけ多くの人が利用できることを目指した建物・設備・製品などのこと。

※バリアフリー化：高齢者や障がい者が不便なく生活できるようにすること。



## 第10節 高齢者福祉



### 現状と課題

本町における高齢化率※は平成27年時点で31.5%となっており、社人研の試算では、令和12年には39.3%に達すると示されていることから、超高齢化社会※を迎えていきます。

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増える中で、高齢者ができる限り介護が必要とならず、健康でいきいきした生活が送れるよう支援していくとともに、要介護状態にある高齢者に対し、地域で自分らしい生活を継続できるように在宅サービスや施設サービスの充実を図る必要があります。

### 目指す姿

高齢者の状況に応じた生活支援体制が構築され、地域社会の中で生きがいをもっていき生きと生活しています。

### 主な取り組み

1. 介護予防や認知症対策など、高齢者がいきいきとした生活を続けるための支援や、医療と介護の両方を必要とする高齢者への支援を関係職種が連携し包括的に進めます。
2. 特別養護老人ホームやすらぎ園などの介護保険施設については町民のニーズにあったサービスの構築に努めるとともに、介護サービス供給体制などの充実を図ります。
3. 高齢者の生きがいづくりの視点から、長く仕事に就くことができる仕組みの構築や活動支援に努めるとともに、老人クラブに対しても必要な支援を行います。

### 関連する主な分野別計画

標茶町高齢者福祉・介護保険事業計画



※高齢化率：65歳以上の高齢者が占める割合。

※超高齢化社会：65歳以上の高齢者が占める割合が21%を超えた社会。



## 第11節 障がい者福祉



### 現状と課題

平成25年に障害者総合支援法が施行され、そのなかで障がい者および障がい児は基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、社会参加の機会や日常生活においての選択の機会の確保が謳われています。そのことを受け、障がいの有無にかかわらず、互いに尊重しあい安心して充実した生活を送る社会の実現に向けた動きが展開されています。

本町では、「障がい者計画」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」に基づき、地域活動支援センター※、就労継続支援B型事業所※や障がい者グループホームへの支援などを行い、障がい者の就労の機会や活力ある生活づくり、障がい相談の充実、通院交通費や障がい者医療費の助成を図ることにより、生活安定への寄与と経済支援に努めてきています。

今後さらなる障がい者の社会参加を促進するために、障がい者支援事業所と農福連携※への支援を図るほか、就労の機会の創出や通所施設の機能拡充、安心できる住まいの確保など、各種支援の充実を図る必要があります。

また、障がい児に対しても、障がいや発達の遅れなどを早期発見し、療育を推進していくため、関係機関と連携し、まち一体となった環境づくりが必要です。

### 目指す姿

障がいのある人を中心とした支援体制づくりを進め、本人が希望する暮らしの実現や、意欲や能力に応じた地域活動が保障される社会が展開されています。

### 主な取り組み

1. 障がいや発達の遅れの早期発見、早期療育につながる支援の充実を図るとともに、障がい者が自立した社会生活を営むための環境構築と経済支援による生活の安定化を目指します。
2. 障がい者の就労の場の確保や、安定して仕事を受けることができる仕組みの構築を目指すなど、社会参加のきっかけとなる取り組みを進めます。

### 関連する主な分野別計画

標茶町障がい者計画、標茶町障がい福祉計画、標茶町障がい児福祉計画、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく標茶町の調達方針

※地域活動支援センター：障害者総合支援法を根拠とする、障害によって働く事が困難な障害者の日中の活動をサポートする福祉施設

※就労継続支援B型事業所：障害者総合支援法に基づく就労継続支援のための施設。

※農福連携：障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。



## 第12節 社会福祉・社会保障



### 現状と課題

本町の単身高齢者世帯は実質760世帯程となり、冬期の除雪に支障をきたしている世帯もあることから、生活の安全や救急対策として自宅周辺の除雪事業（福祉除雪）を継続していくかなければなりません。

また、低所得者対策として、上下水道料金基本料・暖房用灯油・電気料金の一部の助成（ほっとらいふ制度）を行っております。

国民健康保険を取り巻く環境は、急速な高齢化の進行や低所得者層の増加のもとで厳しさを増していますが、北海道の方針に基づき、適正な住民の負担のもとで安心かつ安定した医療サービスが提供できるよう努めなければなりません。

後期高齢者医療制度では、国の社会保障制度の動きに注視しつつ、事業展開を図っていく必要があります。

さらには、医療給付事業についても、北海道の施策を基本に、対象者の健康保持と経済的負担の軽減を図り、福祉の増進に努めなければなりません。

国民年金制度については、少子高齢化の影響で保険料を納める現役世代の加入者が減る一方で、年金受給者および受給額が年々増加しています。

住民が制度未加入や保険料の未納により年金が受けられなくなることの無いよう、住民一人ひとりが公的年金制度について理解を深める必要があります。

### 目指す姿

社会福祉制度、社会保障制度の適正な運用と制度の浸透により、すべての町民が生涯にわたり不安なく暮らしています。

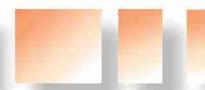
### 主な取り組み

1. 福祉除雪支援、低所得世帯の経済的支援（ほっとらいふ制度）、被災世帯支援など、町民のニーズにあった社会福祉の充実を図ります。
2. 国民健康保険税の収納確保に努めるとともに、北海道や後期高齢者医療広域連合※との連携を強化するなど、医療制度の円滑な運営を図ります。
3. 北海道が実施する補助事業を活用し、医療給付事業の充実に努めます。
4. 年金制度の周知と啓発活動を行うなど、年金制度事務の協力体制を継続します。

※後期高齢者医療広域連合：75歳以上の高齢者を対象として実施されている「後期高齢者医療制度」の運営主体となる特別地方公共団体。



## 第13節 子育て支援・児童福祉



### 現状と課題

本町の人口減少の一番の要因は若年層の人口流出であり、特に子育て世代の流出が影響していることから、子どもを安心して産み育てるこことできる環境を整えることが最重要課題となっており、令和元年度には国の無償化に先駆けて、保育園・へき地保育所・幼稚園保育料などの全面無料化を実施いたしましたが、全国的な保育士の不足は本町も同様であり、結果として待機児童が生じ課題となっています。

また、今後の出生数を長期的展望で分析するなどし、ニーズにあった効果的な保育体制の充実を図る必要があります。

未就園児のいる家庭に対しては、親子で遊べる場「子育てサロン」・遊びの提供を行う「遊びの広場」の他、3歳児を対象とした「わんぱく」保護者向けの「子育て講座」などを展開し、保護者同士の交流と育児負担の軽減につながっています。

経済的な子育て支援としては、子育て応援チケット（みるくっく券）や、大学生以下を対象に医療費などの自己負担分を町内の買い物などに利用できるお買物券で還元する事業を実施し、子育て世代の経済的な負担軽減を図っています。

### 目指す姿

安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに努め、子育てを地域社会全体で支援しています。

### 主な取り組み

1. 保育ニーズに応える保育サービスの充実を図るとともに、子育て世代同士の交流の促進や町内会・地域会の主体的活動促進など、子育て環境の整備に取り組みます。
2. 保育園・へき地保育所・幼稚園保育料などの全面無料化や、子育て応援チケット（みるくっく券）、大学生までの医療費還元事業など、子育て世代の経済的な負担や不安の軽減を図ります。
3. 運営委員会による学童保育所の自主的な運営支援に努めます。

### 関連する主な分野別計画

標茶町子ども・子育て支援事業計画





## ～みんなが安心して暮らせるまち～

### 第14節 道路・交通・情報通信



#### 現状と課題

本町の町道については、緊急性や重要性を考慮しながら計画的な整備が求められるとともに、老朽化した道路の路面改修や橋梁などの道路施設の点検や修繕についても進めていく必要があります。本町の公共交通は、JR釧網本線・民間バス（標津線代替輸送バス他1路線）・町有バスとなっていますが、高齢化に伴う交通弱者の移動手段の確保が課題となっていることから、最適な公共交通の確立に向けた検討が急がれています。

また、JR釧網本線については、平成28年にJR北海道が「単独では維持困難な線区」として発表したことから、道や沿線自治体とともに利用促進策などに取り組み、維持存続を訴えていく必要があります。

情報通信基盤の整備としては、令和4年に町内全域で光回線を利用できる環境が整う予定になっていることから、さまざまな分野で効果的な利活用ができるよう検討が必要です。

#### 目指す姿

道路・橋梁などの計画的な整備、維持管理に努めるとともに、ニーズにあった公共交通や情報通信技術の利活用により、誰もが快適に生活しています。

#### 主な取り組み

1. 国道や道道の新規事業化や車両の通行に支障のある箇所の改修などについては、各種期成会などと連携し、国や道に要請していきます。
2. 町道の整備については、地域との協同により効率的、効果的な整備を進めるとともに、関係事業者と連携する中で効果的な除雪体制が維持できるよう努めます。
3. JR釧網本線の維持・存続に努めるとともに、住民のニーズにあった公共交通などのあり方について検討を続けます。
4. インターネットを活用した情報発信や行政手続きの充実に努めるとともに、適切な情報システムの運用を図ります。
5. 町内全域での光回線敷設に努めるとともに、効果的な利活用について検討します。

#### 関連する主な分野別計画

標茶町橋梁個別施設計画、標茶町舗装個別施設計画



## 第15節 都市計画・公園



### 現状と課題

本町の都市計画は、昭和29年に都市計画区域指定を受け、現在標茶市街地の627haが区域指定面積となっており、個性的で快適な都市づくりを進めるため、将来像を明確にし、総合的かつ体系的な施策を行う基本方針として「標茶町都市計画マスタープラン」を平成14年度に策定し、令和2年度には見直しを行いましたが、今後も想定される人口減少と高齢化の進行などによる社会経済環境の変化、環境保全や災害への対応など、多様化する社会情勢への対応が求められています。

公園については、平成30年度に標茶町公園施設長寿命化計画の見直しを行い、各公園において設置から25年以上を経過した公園が8箇所と6割を占め、その内6箇所が30年以上を経過しています。施設の老朽化が顕在化しているため、補修や再整備を進める必要があります。

### 目指す姿

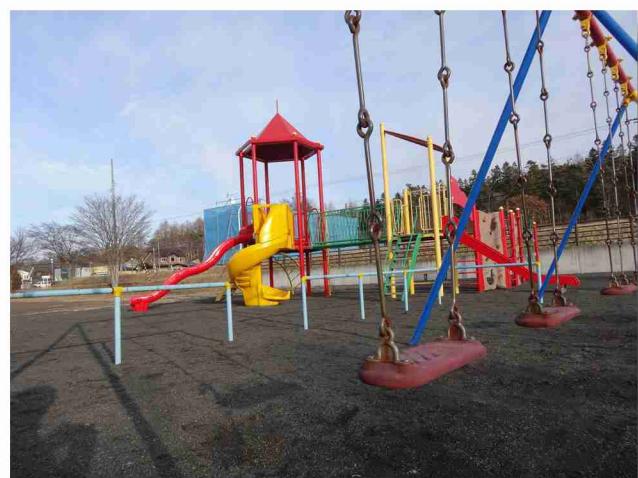
快適な都市像の計画的整備を進め、ゆとりと豊かさが実感できる居住の場としてのまちづくりを目指します。

### 主な取り組み

1. 標茶町都市計画マスタープランをまちづくりの基本方針として、産業・社会構造の変化や住民の価値観の多様化などに適切に配慮した都市計画を推進します。
2. 利用者のニーズにあわせ計画的に公園施設の維持、整備を進めるとともに、地域コミュニティの交流の場となる農村公園については、地域の協力による維持管理を続けます。

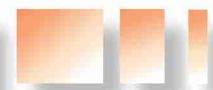
### 関連する主な分野別計画

標茶町都市計画マスタープラン、標茶町公園施設長寿命化計画





## 第16節 上下水道



### 現状と課題

本町の生活用水は、標茶市街地を中心とする上水道をはじめとして、散在する集落と農業就業者の住居に水を供給する簡易水道（13 地域）が設置されています。

安全な水道水を安定供給するため、水源の保全に努め、施設の老朽化や災害などから給水体制に支障をきたすことがないよう、災害に強い施設への改修整備や各施設の監視データの集中管理を徹底し、安定した水道水の供給体制の構築が求められています。

下水道は、昭和 53 年度に市街地中心部の標茶処理区で公共下水道整備に着手し、昭和 62 年度に標茶終末処理場の供用を開始するなど、各地域でも整備供用を開始してきております。

今後は、集合処理による整備をほぼ終えていることから、平成 26 年度から実施をしている合併処理浄化槽設置整備事業の普及推進と、下水道施設の適正な維持管理や水洗化促進に向けたPR活動が課題となっています。

また、上下水道事業の持続可能な事業運営を行っていくため、将来の需要減少を見通した既存施設のダウンサイ징※、使用料や負担金などの収納確保に努め、適切な料金設定などを検討していく必要があります。

### 目指す姿

上水道、簡易水道および下水道施設の計画的な維持・管理・改修に努め、安定した供給体制が構築されています。

### 主な取り組み

1. 上水道施設および簡易水道の計画的な整備・更新により、災害に強い安全で安定した飲料水の供給体制構築に努めるとともに、適正な受益者負担により健全な運営に努めます。
2. 計画的な下水道整備による水洗化率の向上を図るとともに、関連施設の管理や計画的な改修を踏まえた適正な受益者負担による経営の健全化に努めます。

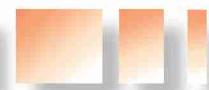
### 関連する主な分野別計画

標茶町上水道水質検査計画、標茶町簡易水道水質検査計画、標茶町上水道事業、標茶町簡易水道事業および標茶町下水道事業経営戦略

※ダウンサイ징：費用削減や効率化を目的に小型のものを用いること。



## 第17節 生活環境



### 現状と課題

本町のし尿処理は、昭和48年に川上郡衛生センターが稼働し、昭和62年には下水道処理が加わり、衛生的な処理と生活環境の向上が図られてきました。

川上郡衛生センター自体は適切な維持管理により耐用年数を経過しても正常に機能しておりますが、老朽化が著しいため、今後を見据えた施設の在り方の検討が必要です。

また、し尿、生活雑排水の集合処理が難しい住宅点在地域については、合併処理浄化槽の設置を推進しており、単独処理浄化槽からの転換に向けて、普及促進に向けたPR活動が必要です。

墓地については、近年、親族が皆町外に住んでいるなどさまざまな事情により、お墓を撤去して返還される例が多く発生し、またお墓の承継への懸念から標茶靈園内に合葬墓設置の要望が多く寄せられており、合葬墓の建設に向けた検討が必要となっています。

本町の畜犬登録数は、年々減少しておりますが、近年では、多頭飼育を始め、飼育放棄や動物への虐待行為、過保護や擬人化した取扱いによる人への危害や近隣トラブルなどさまざまな課題が発生しているため、人と動物のより良い関係づくりとトラブルの未然防止に取り組んでいく必要があります。

野生大麻については、これまでも関係機関と共に除去に努めてきましたが、毎年大量に自生し撲滅には至っていません。青少年などによる大麻事犯の未然防止を図るため、保健所、関係機関、地域会との連携のもと監視、除去活動を強化していかなければなりません。

### 目指す姿

誰もが快適に暮らせるよう、住民生活環境の改善に向けた取り組みが進んでいます。

### 主な取り組み

1. し尿処理施設の在り方について検討を進めるとともに、合併処理浄化槽の普及促進に努めます。
2. しふちゃ斎場（火葬場）や標茶靈園および各地域墓地の計画的な管理運営に努めるとともに、合葬墓の建設に向けた検討を図ります。
3. 野生大麻については、関係機関などと連携し、定期的な除去を進めます。
4. 犬の登録、狂犬病予防注射接種の勧奨を行う他、ペット飼育者に対する飼育マナー徹底の呼びかけを行うとともに、野犬やスズメバチなどの捕獲・駆除に努めます。
5. 公害防止に関する啓蒙を図ります。

### 関連する主な分野別計画

標茶地域循環型社会形成推進地域計画



## 第18節 地域景観



### 現状と課題

地域の集会施設などは、町内会地域会との協働により維持管理が行われ、草刈りや花壇整備などの美化活動が継続して行われています。

虹別市街、磯分内市街および標茶市街の国道沿いにおける各町内会地域会と釧路開発建設部との連携によるボランティアサポートプログラム（植花活動）や、各地域の老人クラブ主体による花壇整備、花いっぱいコスモス推進会議や商工会などとの連携による標茶駅前通り商店街の花植えなど、地域景観の美化活動が行われておりますが、町内会地域会の担い手不足などを原因として、活動に限界があるとの声もあることから、時代のニーズにあった体制の検討や構築が必要です。

また、基幹産業である酪農業による牧歌的な風景は、豊かな自然と相まって、未来に誇れる魅力的な景観となっていることから、美しい農村景観を保全していくため、景観の維持・改善に向けた取り組みを進める必要があります。

### 目指す姿

町花「コスモス」の普及と花いっぱい運動の推進などにより、誰が訪れても美しい、北海道を感じる景観が広がっています。

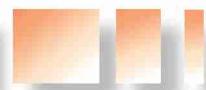
### 主な取り組み

1. 各関係団体との連携による花壇整備や花いっぱい運動などによる花のあるまちづくりを推進とともに、実施主体の負担が少ない活動の在り方を検討します。
2. 市街地の空き家・空き地雑草の対策や、農村景観の維持と向上の対策については、引き続き対応方法の在り方の検討を続けます。





## 第19節 循環型社会の形成



### 現状と課題

循環型社会の形成にあたっては、「混ぜればごみ、分ければ資源」を基本理念とし、ごみの発生抑制・再使用・再生利用（3R）を意識したごみの分別など、環境への負荷低減を目指した住民一人ひとりの行動が重要となります。

本町では、平成25年度に「標茶町一般廃棄物処理基本計画」を策定し、生ごみの循環的利用に対する助成制度の創設や、ごみ減量化の推進、資源ごみの拡大や資源化の推進、廃棄物処理施設の建設を図ってきました。

標茶町クリーンセンターは、設備の耐用年数や埋立可能年数の減少を理由に、平成30年度から新たなごみ焼却施設（エネルギー回収推進施設）および最終処分場の供用を開始し、令和2年度には旧ごみ焼却施設跡地にマテリアルリサイクル※推進施設（ストックヤード施設）を建設することにより、既存施設および設備と共に新たな施設の適正な維持管理にも努めてきました。

また、国は令和32年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにする目標（カーボンニュートラル※）を表明していることから、再生可能エネルギー※の導入に向けた調査研究や活用が求められています。

### 目指す姿

すべての町民がごみの減量化・資源化を実行するとともに、CO<sub>2</sub>削減に向けた取り組みを進め、地球環境を守っています。

### 主な取り組み

- 家庭や事業者から出されるごみの分別が徹底されるよう、資源ごみのリサイクル率の向上に向けた取り組みを進めるとともに、生ごみ減量に向けた助成事業を継続します。
- ごみ焼却施設などの関連施設およびごみ収集体制の適正な維持管理に努めます。
- CO<sub>2</sub>削減に向けた再生可能エネルギーの導入などの取り組みを進めます。

### 関連する主な分野別計画

標茶町一般廃棄物処理基本計画、標茶地域循環型社会形成推進地域計画、地球温暖化防止実行計画

※マテリアルリサイクル：廃棄物を原料とし、新しい製品の原料とするリサイクル手法。

※カーボンニュートラル：ライフサイクル全体で二酸化炭素の排出量と吸収量がプラスマイナスゼロの状態。

※再生可能エネルギー：太陽光・風力・バイオマスなど、温室効果ガスを排出しないエネルギー源。



## 第20節 住宅・土地



### 現状と課題

平成 27 年の国勢調査による本町の住宅状況は、普通世帯総数 3,273 世帯のうち、持ち家が 2,170 世帯 (66.3%)、公営借家が 426 世帯 (13.0%)、民間借家が 329 世帯 (10.1%) となっております。

一般住宅の建築確認申請件数の推移をみると、平成 22 年から平成 26 年までの平均が 14.6 件、平成 27 年から令和元年までが 10.8 件と減少傾向が続いているが、平成 17 年の国勢調査と比較すると普通世帯総数が減少しているものの、持ち家が 14 世帯、2.4 ポイント増加しており、本町に永住する若者などによる建設の増加につながっていると考えられます。

また、人口減少により、空き家や空き店舗、空き地などが増加し、土地の有効活用の妨げや、防災、衛生、景観などへの影響が想定されることから、総合的な対策を進めていくことが必要です。

公共賃貸住宅は、標茶町公営住宅等長寿命化計画に基づき整備しており、令和 2 年度末で公営住宅 399 戸、改良住宅 30 戸、特定公共賃貸住宅 8 戸、単独住宅 24 戸の総戸数 461 戸を建設管理していますが、耐用年数を超えた老朽住宅の建て替えと既存住宅の長寿命化を図るなど、計画的に住生活の安定確保および向上に努めていく必要があります。

### 目指す姿

町民の住生活の安定の確保および向上に取り組むとともに、秩序ある土地利用を進め、多種多様な生活の中で安心して暮らしています。

### 主な取り組み

1. 移住希望者などに対し、不動産ネットワーク※による民間所有不動産の情報発信や町有地売り払いなどの情報提供を行うとともに、住居表示事業については計画的に進めます。
2. 住宅・建築物の老朽化に伴う空き家や空き地の問題について、地域の実情を踏まえながら、有効活用も含めた空き家対策計画の策定や対策の推進に取り組みます。
3. 土地利用関係法※の適切な運用による土地利用の推進を図ります。
4. 公営住宅については、標茶町公営住宅等長寿命化計画に基づき、適正な整備と管理を図ります。

### 関連する主な分野別計画

標茶町公営住宅等長寿命化計画、標茶町都市計画マスタープラン

※不動産ネットワーク：標茶町に移住を希望される方や町内で土地・建物を探し求めている方へ、民間の所有している不動産情報を提供・情報発信する仕組み。

※土地利用関係法：国土利用計画法、都市計画法、農振法、農地法、森林法自然公園法など土地利用に関係する法律のこと。



## 第21節 交通安全・防災・消防



### 現状と課題

本町で発生する交通事故は、初夏以降輸送の繁忙期までがその大半を占めることから、6期50日による期別の交通安全運動などを関係機関、団体、町内会地域会と全町を挙げた取り組みを進めてきたところであり、悲惨な交通事故を「限りなくゼロ」に近づけるよう推進していくとともに、高齢ドライバーによる交通事故も増加していることから、交通安全教室や啓発大会の実施など、「参加・体験・実践」できる取り組みを地道に推進していく必要があります。

防犯面では、標茶町生活安全条例の理念のもと、防犯活動に係るチラシの作成や特殊詐欺被害に遭わないために金融機関前での啓発活動など、警察をはじめとして防犯協会や地域町内会などと連携し、犯罪の発生未然防止に取り組んでいます。

日本では、平成23年の東日本大震災、平成30年の北海道胆振東部地震、また、記録的集中豪雨による河川氾濫や市街地への浸水など、大規模自然災害の発生により、地域に住む多くの住民に被害が及んでいます。本町においても、集中豪雨や降雨に伴う融雪などにより、釧路川が氾濫するなど、今後、地球環境の変化による異常気象などにより、大規模自然災害の発生は常態化されることも予想されるため、自分の安全は自分で守るための行動のほか、地域、行政と一緒にした活動が求められています。

### 目指す姿

治安維持や防災力向上および消防救急体制の充実がはかられ、町民誰もが安心して生活しています。

### 主な取り組み

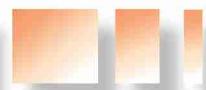
1. 交通安全教室や広報啓発活動などにより、交通ルールやマナーの普及促進に努めるとともに、地域要望に応じた交通安全施設の設置を関係機関に要請していきます。
2. 町内会地域会が整備する防犯灯設置費助成を継続するなど、犯罪の未然防止に向けた防犯活動を進めます。
3. 災害発生時の情報伝達手段の確保と運用および自主防災組織の設立促進に努めるとともに、防災井戸や防災資機材および食料備蓄品の適正管理により有事に備えます。
4. 役場庁舎の耐震化について検討を続けます。
5. 河川の災害リスクを減らすため、国、道と連携を図る中で計画的・効果的に整備などの対応を進めます。
6. 消防車両などの計画的な整備更新と人材および研修機会の確保に努めるとともに、道東ドクターヘリなど広域連携による消防・救急体制の充実を図ります。

### 関連する主な分野別計画

標茶町防災計画、標茶町強靭化計画



## 第22節 消費生活



### 現状と課題

近年、高度情報化・国際化の進展により、新しい商品や多様なサービスが提供されるなど利便性が向上した反面、消費者トラブルも多様化、複雑化しているとともに、食品などの安全性に対する不安や消費生活の環境に与える影響の拡大など、消費者を取り巻く状況は大きく変化しています。

消費生活相談については、釧路管内の7町村が釧路市に事務の一部を委託し、住民からの相談を釧路市消費生活センターにおいて広域的に受け付け、消費生活相談に対応する体制を確立しています。

食の安全・安心・環境にやさしい生活のため、消費者運動の啓発、啓蒙活動を実施するため、活動に対し支援を行うなど、これからも標茶消費者協会などの団体と連携し、町民の消費生活向上につながる活動を支援する必要があると考えます。

### 目指す姿

消費者被害の未然防止と賢い消費者の育成に努め、消費生活の安定および向上が図られています。

### 主な取り組み

1. 消費生活に関する情報提供に努めるとともに、消費者協会への支援などにより、消費者の権利の確立と消費者の自立を促進します。
2. 消費者被害防止のための啓発活動や消費者相談解決に向けた適切なアドバイスに努めます。





## ～みんながいきいき学んで育つまち～

### 第23節 学校教育



#### 現状と課題

子どもたちがコンピュータやインターネットを活用し、情報化社会に主体的に対応できる「情報モラル」「情報活用能力」を育成することが重要とされており、文部科学省による「GIGAスクール構想※」に基づき、高速通信ネットワークと1人1台端末を整備し、学校ICT環境の充実を通して「個別最適な学び」と「協働的な学び」を進める必要があります。

令和2年度より小学校の高学年において「外国語科」、中学年において「外国語活動」が位置付けられたことで、これまで以上にALT※事業の重要性は増しており、継続的に指導体制の充実に努めます。

また、特別支援教育については、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導内容や指導方法が求められており、個別の教育支援計画の活用や、特別支援教育支援員の配置など、学校における支援環境の整備に努めています。

本町の高等教育は、町内唯一の高等学校である北海道標茶高等学校において地域特性を活かした独自のカリキュラムが進められていますが、少子化などの影響により入学者が減少しているため、農業の準拠点校および総合学科としての役割を果たすためにも、間口維持の環境づくりに努める必要があります。

#### 目指す姿

学校・家庭・地域が連携し、子どもたちが主体的に学ぶことができる教育環境を整え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となるよう育てています。

#### 主な取り組み

1. 幼保一元化を視野に入れた環境整備を推進するとともに、家庭のさまざまなニーズに適切に対応するなど、幼保から小学校への円滑な接続を進めています。
2. 学習指導要領に基づいた資質・能力の育成に努めるとともに、生活リズムの確立や読書活動、カヌー体験などによるふるさと教育※を推進するなど、学校教育の充実を図ります。
3. 教職員の資質向上につながる研修機会を確保するとともに、特別支援教育支援員の配置など、学校における支援・指導体制の充実を図ります。
4. 施設整備などにより安全で快適な教育環境を確保するとともに、地域の実情に応じ学校の適正規模・適正配置を進めます。
5. 学校給食衛生管理基準に適合した学校給食共同調理場の稼働を開始し、安全で安心な給食を提供するとともに、食育を推進します。

※ GIGAスクール構想：1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、一層確実に育成できる教育ICT環境を実現するもの。

※ ALT：Assistant Language Teacherの略称で、外国語指導助手。

※ふるさと教育：郷土の自然や歴史、文化、産業等の教育資源（ひと・もの・こと）を活用し、ふるさと愛を育む教育。



6. 北海道標茶高等学校の特性を最大限活かせるよう、生徒確保の支援に努めるとともに、地域と一体となった実践教育の支援を図ります。

—— 関連する主な分野別計画 ——

標茶町学校施設長寿命化計画、標茶町教育大綱、標茶町いじめ防止基本方針、標茶町働き方改革行動計画





## 第24節 生涯学習・芸術文化・スポーツ



### 現状と課題

本町では、社会教育を推進するため、6つの公民館をはじめ、図書館、博物館などにより各種教室、講座の開催による学習機会の提供や町民の自主的・自発的学習活動の環境整備を進めてきました。

町内では、多くの社会教育認定団体が活動を展開しておりますが、人口減少、高齢化などにより、活動休止や解散する団体が増加傾向にあり、「人材確保・人材育成」などの支援が必要です。

また、町民だれもが「いつでも、どこでも、いつまでも」気軽にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ大会の開催や各団体などへの支援を行ってきましたが、参加者などは年々減少しているため、スポーツを日常化する取り組みをより一層推進していく必要があります。

学習拠点である社会教育施設は、建設後30年以上経過している施設、利用者が大きく減少している施設があることから、利用者が安心して学習活動ができるよう、緊急性や利用頻度を考慮して施設の適切な維持管理を行っていく必要があります。

### 目指す姿

すべての町民が、生涯にわたりあらゆる機会と場所において、学ぶことができるような活動の場と情報の提供を行い、学んだ知識や技術を生かした社会活動を奨励し、学習拠点である社会教育施設の維持と機能の充実に努め、誰もが心豊かな人生を送るための環境づくりを進めます。

### 主な取り組み

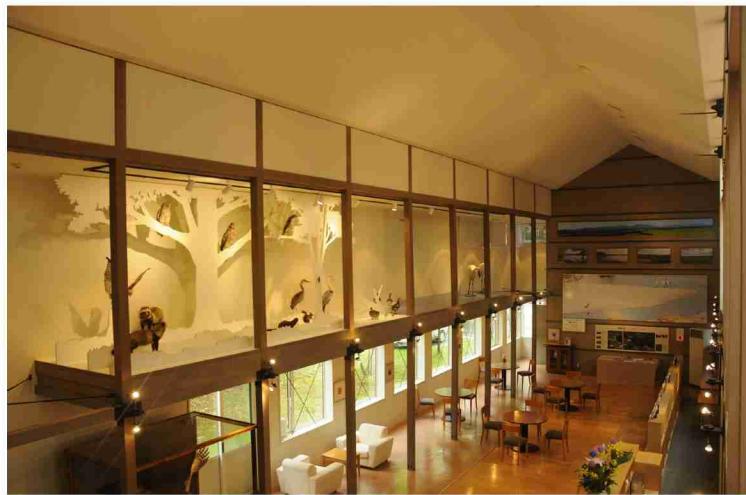
1. 公民館を中心に、地域の発展と生活の充実に資する学習機会の確保などに努めるほか、町民の自主的な学習環境整備の支援や芸術文化に触れる機会、青少年の育成などにより「人づくり」「地域づくり」の実践に努めます。
2. 図書貸出サービスの他、幅広い情報提供、乳幼児期から家族とともに本にふれあえるブックスタート事業や学校図書館との連携、移動図書館車の運行など、町民のニーズにあつたサービスを開設します。
3. 博物館の機能である「収集と整理・保管」「公開と展示」「普及と教育」「調査と研究」を推進し、各種企画展、講座の開催など学習活動の機会を充実するほか、北海道遺産に認定された北海道集治監釧路分監本館などの町の財産を大切に保存、保全しながら有効活用しています。
4. スポーツのさまざまな効果を期待し、スポーツ団体などの主体的な活動促進や、競技力の向上、運動の日常化など、スポーツの振興に取り組むほか、高齢者などの運動機会の確保を図るため、スポーツ推進委員や健康づくり運動指導員による指導・普及体制の充実に努めます。



5. 社会教育施設の適切な維持管理に努め、町民誰もが安心して活動ができるよう、緊急性や利用頻度を考慮して施設の長寿命化を検討していきます。

#### 関連する主な分野別計画

標茶町社会教育中期計画、標茶町子ども読書活動推進計画





## ～みんなで創造できるまち～

### 第25節 住民参加・男女共同参画



#### 現状と課題

平成23年の地方自治法の改正により、地方公共団体の運営に関する基本構想の策定義務は廃止されていますが、あらゆる課題に対応するため、総合計画を策定し総合的・計画的に自治体経営を進めることが必要です。

しかし、総合計画策定についての根拠が存在していないことを踏まえると、地方自治体が自治の指針や方向性を独自に定める自治基本条例を制定し、総合計画の位置づけを明確にしていく必要があります。

情報発信については、広報しふれを始めとした各種便りの配布、電子メール（ミルクックさんのみるめーる）、町ホームページなどにより行政情報の提供に努めてきましたが、住民からは情報発信が不足しているといった意見もあることから、情報発信の工夫、強化をしていかなければなりません。

広聴体制については、地域主催の町政懇談会・町ホームページ・町民アンケート・まちづくりポスト・審議会委員会など、住民や団体の声、求めるニーズの把握を引き続き行っていく必要があります。

また、今後も、男女共同参画推進をめざし、女性が社会に参加しやすい環境づくりを進める必要があります。

#### 目指す姿

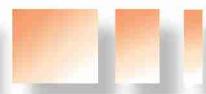
住民一人ひとりがまちづくりへ参加するきっかけとして、多様な情報提供と幅広い情報収集活動を進め、みんながまちづくりへ参加しています。

#### 主な取り組み

1. 自治基本条例の制定に向けた検討を進めます。
2. 住民参加型で、町民のニーズにあった紙面の広報紙を目指すとともに、町政懇談会や町民とともに課題などを共有する講座を開催するなど、広報広聴活動を推進します。
3. 町ホームページやSNSなどを活用し、分かりやすくタイムリーな情報発信に努めます。
4. 審議会や委員会委員への女性の参画を進めるとともに、女性団体の主体的な活動を促進するなど、男女共同参画社会を目指します。



## 第26節 コミュニティ



### 現状と課題

現在、本町には38の町内会地域会があり、それぞれが主体的な活動として、町内会地域会広報の発行や夏祭り、敬老会などの開催、高齢者の安否確認などを行われていますが、少子化および会員の高齢化により、地域コミュニティの維持、存続が現実的に難しくなることが予想されます。

町としては、町内会地域会が行う環境美化や街路灯整備、防災備品の整備などに対し支援を行ってきており、良好な関係を保ち、共にまちづくりを進めるため、今後も地域活動の活性化を目的に各種補助制度を継続していく必要があります。

また、町内会地域会の連合体である標茶町自治会連合会では、町内各関係機関と連携し、情報交換や交流、研修など、住みよいまちづくりに向けた活動を行っており、今後も主体的な活動が期待されています。

### 目指す姿

個人や町内会地域会と行政などが深く連携し、自助・共助・公助のバランスが保たれた、協働のまちづくりが進んでいます。

### 主な取り組み

1. 標茶町自治会連合会の主体的な活動を促進するとともに、町内会地域会が取り組む地域振興事業などへの支援に努めます。
2. 町内会地域会と社会福祉協議会の連携強化を促進し、ボランティア活動などによる福祉の向上につなげます。
3. 自主的な町内会地域会活動を尊重するとともに、コミュニティの在り方について、標茶町自治会連合会とともに研究、検討を進めます。



## 第27節 交流・関係人口



### 現状と課題

近年、移住に伴う「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々「関係人口」を増やすことが地域活性化につながるとして注目されています。

本町では、軍馬生産の歴史を背景として、馬を核とした新たな地域づくりを進めており、乗馬クラブからの引退乗用馬の受入れや馬との触れ合いの機会を作ることにより、乗馬愛好者などを中心とした関係人口を創出する取り組みを始めています。

また、ふるさと納税や、企業版ふるさと納税などの制度を活用する中で、本町のPR活動に取り組み、関係人口を増やしていくことが必要です。

スポーツに関しては、大会会場へ合宿誘致推進員が出向き、合宿の誘致を行っております。実業団や大学、高校など例年多くの選手が合宿を行っており、実業団による子どもたちへのスポーツ教室を開催するなど、子どもたちの技術向上と指導者の育成、交流につながっていることから、継続して取り組みを進めることができます。

### 目指す姿

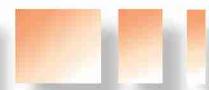
関係人口を増やす取り組みを進め、多くの人がまちに関心をもって、まちを訪れ、交流することで地域の活性化が進んでいます。

### 主な取り組み

1. 馬を核とした地域づくりや、ふるさと納税制度を活用するなど、関係人口を増やす取り組みを進めるとともに、地域おこし協力隊の活用により地域課題の解決を図るなど、地域活性化と移住定住の推進を図ります。
2. 町内合宿支援事業による支援や合宿誘致推進員などを中心とした合宿誘致活動を推進します。
3. 町外で開催される観光物産展・イベントなどへの参加や、ふるさと会活動を側面的に支援するなど、地域間交流を推進します。
4. 外国人労働者が増えている実態を踏まえ、A L Tを活用した交流活動など、多様な文化をもった人々との交流の充実を検討します。
5. 移住に関心のある方へ体験住宅として、お試し暮らし住宅を整備し、地域の自然や生活環境を体験いただき、移住促進を図ります。



## 第28節 広域連携



### 現状と課題

国では東京への転入超過、いわゆる東京一極集中を是正するため、地方への移住政策や観光振興施策など地方創生の取り組みが進められておりますが、地方では人口減少に歯止めがきかない状況となっているなど、高度化・多様化する行政課題に対応するためには、管内、管外との広域による連携が必要となっています。

釧路町村会においては、新しい協力と発展のかたちを創造するため、釧路管内地域づくりビジョンを策定し、地域づくり広域プロジェクトとして、道内および道外での地域食材品のPRやたんちよう釧路空港前路線の花壇整備などを展開してきました。

今後は、交流人口の拡大に向けた取り組みや、釧路定住自立圏構想に基づく生活機能の確保、ネットワークの強化など、効果検証を進め効果的な連携を検討していく必要があります。

### 目指す姿

近隣市町村や関係団体などが行政区域を超えて、行政サービスの持続的提供や観光振興など、新たな連携の可能性を検討し、広域的な取り組みを推進しています。

### 主な取り組み

1. 消防に関する事務やし尿処理に関する事務など、共同処理の円滑な運営の推進に努めるとともに、新たな広域行政の可能性などについて調査・研究を進めます。
2. 釧路町村会として進める地域づくり広域プロジェクトや釧路管内市町村の連携・協力による釧路定住自立圏など、人口減少社会などに対応するための課題解決に向けた広域連携事業を推進します。

### 関連する主な分野別計画

釧路定住自立圏共生ビジョン





## ～共通～

### 第29節 行財政・施設



#### 現状と課題

行政事務の合理化や行政運営のより効果的な推進を図るべく、昭和61年から行政改革大綱を策定し行政運営を進めてきました。

組織機構は、今まで状況に応じた見直しを行ってきましたが、新たな課題や多様化する住民ニーズに即応した行政サービスが求められることから、効率性を持った機構の構築と、より信頼される行政運営に努めなければなりません。

本町の財政規模は、平成30年度一般会計決算額では、歳入114億5,006万円、歳出113億1,867万円となり、その推移はピーク時の平成10年度から徐々に減少し、ここ数年はほぼ同規模となっていますが、地方交付税が減少傾向となっており、厳しい財政運営を余儀なくされています。

歳入総額に占める町税の割合は、9.4%（10億7,137万円）となっており、平成20年度に比して0.4ポイント減少していますが、金額では1億1,800万円程度の増となっています。また、依存財源の占める割合は、ここ数年60%台後半で推移し、依然として高い水準となっています。

一方、多様化するニーズや課題に対応するための施策も増え、歳出総額も合わせて増加傾向であることから、財源が限られている中で必要性、重要性、緊急性、費用対効果等を十分検証しながら進めていく必要があります。

行財政改革などにより、地元発注、地元購入に意を配しながら経費削減に努めていますが、より効率的、効果的な財政運営を求めながら、一般財源の要である町税の確保や新たな自主財源の確保、地方債の繰上償還や基金の効率的活用など、計画的な財政運営と自治体運営に努めなければなりません。

#### 目指す姿

住民ニーズや地方自治体を取り巻く環境を的確に把握し、持続可能な自治体経営が行われています。

#### 主な取り組み

- 人・物・財源などの限りある経営資源を適切かつ有効に活用し、多様化する住民の要望に応える行政サービスを提供していくための行政改革を推進します。
- 地域の人と関わりながら、さまざまな課題に積極的にチャレンジし、住民のニーズに的確に対応できる職員の育成を図ります。
- マイナンバーカードの普及による事務手続きの効率化や事務権限の移譲などによる行政サービスの充実を図るとともに、住民ニーズにあった組織・機構の見直しに努めます。



4. 補助制度の積極的な活用や、公共施設の維持管理に伴う経費平準化などの取り組みによる健全財政を推進するとともに、分かりやすい財政情報の提供に努めます。
5. 住民の納税意識の向上を図るとともに、滞納繰越を発生させない！悪質滞納者は見逃さない！を意識し、収入金の確保に努めます。

#### 関連する主な分野別計画

標茶町行政改革大綱、標茶町定員適正化計画、標茶町公共施設等総合管理計画







## 第4章 各施策とSDGs

### 第1節 各施策とSDGs



基本目標	施策	SDGs 17 の目標							
		1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も
		貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー	水と衛生	エネルギー	経済成長と雇用
みんなで魅力と価値を生みだすまち	自然環境の保全・利用			●		●			●
	農業		●		●		●	●	●
	林業				●		●	●	●
	水産業						●		●
	商工業								●
	観光						●		●
	雇用								●
みんなで支えあう健やかなまち	保健・医療			●					
	地域福祉								
	高齢者福祉			●					●
	障がい者福祉			●	●				●
	社会福祉 社会保障	●		●					
	子育て支援 児童福祉			●					



SDGs17の目標										担当課等
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう		
産業化と技術革新	不平等	持続可能なまち	生産・消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和と公正	パートナーシップ		
		●	●		●	●		●	企画財政課 住民課 農林課 観光商工課	
		●	●					●	農林課 農業委員会	
●			●			●		●	農林課	
					●			●	観光商工課	
●								●	企画財政課 観光商工課	
		●	●					●	企画財政課 観光商工課	
								●	企画財政課 観光商工課	
								●	保健福祉課 病院	
	●	●						●	保健福祉課	
	●	●						●	保健福祉課	
	●							●	保健福祉課	
	●							●	保健福祉課	
		●						●	住民課 保健福祉課	





SDGs 17 の目標									担当課等
	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	
産業化と技術革新	不平等	持続可能なまち	生産・消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和と公正	パートナーシップ	
●		●						●	総務課 企画財政課 管理課 建設課 教育委員会
●		●						●	建設課
●			●		●			●	水道課
		●			●			●	住民課
		●						●	企画財政課 農林課
●		●	●		●			●	企画財政課 住民課 農林課
●		●						●	管理課 建設課
●		●			●		●	●	総務課 建設課 消防
	●							●	観光商工課
●		●						●	教育委員会
	●	●						●	教育委員会
	●	●						●	総務課 企画財政課 教育委員会
	●	●						●	企画財政課
	●							●	企画財政課 教育委員会
	●							●	全部局
●	●	●					●	●	全部局



# 資料編

The Documents



標茶町第5期総合計画に係る答申書

標茶町総合計画審議会委員名簿

標茶町第5期総合計画策定経過

標茶町総合計画審議会条例

標茶町第5期総合計画策定要綱



## 【標茶町第5期総合計画に係る答申書】

令和3年 4月 9日

標茶町長 佐藤 吉彦 様

標茶町総合計画審議会

会長 藤原 利洋

### 標茶町第5期総合計画（案）について（答申）

本審議会は、令和3年1月26日付け標企財第269号をもって諮問のありました標茶町第5期総合計画（案）について審議した結果、次の意見を付して答申いたします。

#### 記

##### ●総合計画の推進に関するここと

（1）序論及び基本構想におけるまちづくりの基本や方向については、おおむね適当であると認めますが、新型コロナウイルス感染症の発生や頻発する自然災害など、まちづくりの主役である町民の生命が危機に陥る事態を最大限に防ぐため、あらゆる分野での強靭化を図り、地道な対策と施策の推進を望みます。

（2）基本計画における施策の体系及び展開方向については、おおむね適当であると認めますが、本町内では若年層や子育て世代の流出、高齢化などを背景として、多業種において人材が不足しています。こうした状況を早期に解決すべき問題として、町民が「住んでよかった、これからも住み続けたい」と思えるまちづくりを推進するにあたり、労働環境の改善や就業支援による雇用促進など、人材確保に向けた施策を展開していくことを望みます。

また、施策を推進するにあたっては、標茶町の魅力を最大限に引き出し、情報を発信することによって興味を持っていただく取組みが必要と考え、行政のみならず、町民や団体、企業などと連携を図りながら、一体的な総合計画の推進を望みます。



【標茶町総合計画審議会委員名簿】（令和3年3月末時点）

会長	標茶町商工会副会長	藤原 利洋
副会長	標茶町農業協同組合参事	高橋 春男
委員	標茶町社会福祉協議会会长	加藤 孟
委員	連合標茶地区連合会特別執行役員	鈴木 一幸
委員	標茶町自治会連合会会长	千葉 誠治
委員	標茶町女性団体連絡協議会副会長	三枝 由美子
委員	標茶消費者協会会員	鳴川 純子
委員	道外出身花嫁の会「ナラの木会」	丹野 良子
委員	町民選出	南 孝允
委員	町民選出	齊藤 早苗



## 【標茶町第5期総合計画策定経過】

年 月 日		内 容
平成30年	12月17日	第1回総合計画策定本部会議 開催
	12月18日	第1回総合計画策定委員会 開催
平成31年	2月 1日	広報2月号 知ってる？しへちゃの今「人口」掲載
	4月 3日	自治会連合町内会総会 計画説明
令和元年	5月 1日	広報5月号 知ってる？しへちゃの今「酪農」掲載
	5月 1日	「町民アンケート」実施（町民全世帯対象）
	6月11日	第1回総合計画審議会 開催
	6月11日	標茶町第4期総合計画達成度調査 実施
	6月27日 ～7月31日	「住民意識調査」実施 (住民基本台帳より18歳以上1,000人抽出)
	8月22日 ～8月31日	「高校生アンケート調査」実施 (標茶高校生全校生徒対象)
	9月19日	土木建設業協会 要望書提出及び懇談
	9月27日	標茶町第5期総合計画策定セミナー 「高校生の描くしへちゃの未来予想図」開催
	9月27日	職員研修「まちを元気にする自治体政策のつくり方」
	9月28日	標茶町第5期総合計画策定セミナー 「しへちゃの未来をみんなで描こう！」開催
	11月21日	標茶町第5期総合計画策定に係る意見交換 実施 (標茶中学校)
令和2年	3月 2日	第2回総合計画審議会 開催
	5月 1日	標茶町第5期総合計画策定に向けた「現状と課題」の把握について 実施
	5月 1日	標茶町第5期総合計画策定に係る事業等の調査について 実施
	7月 6日～	町内会・地域会との懇談 ※文章回答、懇談実施
	12月14日	第2回総合計画策定本部会議 開催
令和3年	1月13日	第3回総合計画策定本部会議 開催
	1月26日	第3回総合計画審議会 開催 町長から総合計画審議会へ正式諮詢
	2月18日	第4回総合計画策定本部会議 開催
	3月 9日	標茶町議会全員協議会 開催
	3月22日	第5回総合計画策定本部会議 開催
	3月24日	第4回総合計画審議会 開催
	4月 9日	総合計画審議会から町長へ正式答申



## 【標茶町総合計画審議会条例】

### ○標茶町総合計画審議会条例

(設置)

第1条 本町将来の健全なる発展を促進し、産業振興及び生活文化向上のための総合計画に関する意見を求めるため標茶町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、前条の総合計画に関して町長の諮問に応じ審議又は調査を行う。

(組織)

第3条 審議会は委員 10 名をもって組織する。

- 2 委員は町内に在住する学識経験を有する者のうちから町長が、委嘱する。
- 3 委員の任期は 3 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は審議会を代表し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は町長が招集する。

- 2 審議会は半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会は特定の事項について調査審議するため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は町長が別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月14日条例第5号抄）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成15年6月18日条例第14号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年7月1日から施行する。

昭和48年3月24日  
条例 第12号



## 【標茶町第5期総合計画策定要綱】

○標茶町第5期総合計画策定要綱

平成31年3月1日  
標茶町訓令第7号

### (目的)

第1条 この要綱は、標茶町第5期総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (策定の指針)

第2条 総合計画は、まちづくりと行政運営の方向を総合的に示すものとしなければならない。

### (策定の基本)

第3条 総合計画の策定にあたっては、次の各号を基本とする。

- (1) 国及び北海道の長期計画等との整合性を図ること。
- (2) 住民の積極的参画が得られるよう努めること。

### (策定本部)

第4条 総合計画の策定に関する重要な事項を決定するため、総合計画策定本部（以下「策定本部」という。）を設置する。

- 2 策定本部は、町長、副町長、教育長、総務課長、企画財政課長、農林課長をもって構成する。
- 3 策定本部会議は、町長が招集する。
- 4 町長に事故あるときは、副町長がその職務を代理する。

### (策定委員会)

第5条 策定本部に、総合計画の策定に関する調整を行うため、総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、町長が招集し、副町長、教育長及び別表の職員（以下「課長等」という。）をもって構成する。
- 3 委員会に、専門部会を設けることができる。

### (庶務)

第6条 策定本部及び策定委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

- 1 この訓令は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 標茶町第4期総合計画策定要綱（平成20年標茶町訓令第37号）は、廃止する。



## 《別表》 標茶町第5期総合計画策定委員会構成員

総務課長	企画財政課長	税務課長
管理課長	住民課長	保健福祉課長
農林課長	農林課参事	観光商工課長
育成牧場長	水道課長	建設課長
出納室長	町立病院事務長	やすらぎ園長
教育委員会管理課長	教育委員会指導室長	教育委員会社会教育課長
中央公民館長	磯分内公民館長	茶安別公民館長
塘路公民館長	虹別公民館長	阿歴内公民館長
議会事務局事務局長	農業委員会事務局長	



みんなきいき みんなでつくる  
～自然とともに生きるまち しべちゃ～  
標茶町第5期総合計画

発行 / 北海道標茶町  
〒088-2312  
北海道川上郡標茶町川上4丁目2番地  
TEL : 015-485-2111  
FAX : 015-485-4111  
URL : <https://town.shibecha.hokkaido.jp/>  
E-mail : [info@office.town.shibecha.hokkaido.jp](mailto:info@office.town.shibecha.hokkaido.jp)





